



○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、これより令和2年第2回大崎上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において水橋直行議員、森若 巖議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は7日間に決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2項第3項の規定により、令和2年2月から令和2年4月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順にいたします。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないことになっております。

それでは、上青木 至議員の発言を許します。

○11番（上青木 至君） おはようございます。

本日は3件ほどございます。まず、マスクはして発言させてもらったほうがいいですか、それとも外してもいいですか。

○議長（信谷俊樹君） いや、なるべくしてください。

○11番（上青木 至君） どちらがいいですか。

○議長（信谷俊樹君） なるべくしてください。

○11番（上青木 至君） はい。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） それでは最初に、第1問目、町長にお伺いします。

今回、大崎上島町土砂災害・高潮ハザードマップということで全戸配布されておりますけれども、このハザードマップについて少々お聞きしたいと思います。

大崎上島町土砂災害・高潮ハザードマップは、ことし3月に作成し、町民に配付されております。これは水防法に基づき、大雨により対象となる河川が氾濫した場合等に住民の皆さんが敏速に避難できるよう洪水ハザードマップを作成しております。

対象となる河川は、河川管理者、国及び県において国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるもの、または相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川です。全ての河川を対象としたものではありません。そして、洪水ハザードマップには、各人が水害リスクを確認するため必要な一定の条件のもと、対象となる河川が氾濫した場合に想定される浸水区域や浸水の深さを示した図に、各人が危険な区域からの避難を検討するために必要な防災情報の入手方法、避難場所、避難時に危険な箇所等を掲載しております。

広島県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域——以下、土砂災害警戒区域等——を指定しております。土砂災害警戒区域等は土砂災害のおそれがある溪流や斜面の地形や土地利用状況などについて、基礎調査を昨年までに行い、その結果をもとに被害のおそれのある区域と指定したものが今回のハザードマップに記載されております。避難行動を呼びかける警戒レベル1から5まで記載しております。

一昨年の大雨のとき、避難箇所である向山集会所は、ポンプの故障のため入り口まで浸水し、住民は一時避難したものの中電の体育館に移動しました。その他、原下地区、垂水地区、大串地区、片浜地区は浸水をいたしました。こうした教訓をもとに地図は作成したのか。2年前に公開した向山のポンプは、砂をかんで正常に作動しないと、ポンプの操作や故障等を考えて地図をつくるべきではないでしょうか。前回、避難すべき地名を忘れて放送しなかったところもございます。こういったことの不備のないようにすべきではないかと。

また、地震の津波ハザードマップは、ホームページに記載されておりますけれども、町民は何枚もハザードマップをもらって、若い人はいいいです、高齢化していくと何枚ももらってもどう解釈していいかわからないという。できれば、1枚のハザードマップに高潮、津波、土砂災害と、できればそういったものを記載してもらえないかという住民の声もご

ございます。そう思いましたので、私はこのホームページに記載されているが、土砂災害とあわせて記載すべきではという質問をさせていただきました。これについてお答えください。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 上青木議員の質問にお答えします。

3月に各戸配布の土砂災害・高潮ハザードマップは、広島県が土砂災害防止法に基づく基礎調査を県内全市町で実施し、本町では小学校区を単位とし、3地区に分け、平成27年度から平成30年度までの3年間で調査しております。この基礎調査結果に基づき、本町でも新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されましたので、これを反映した土砂災害のハザードマップを更新し、町内全世帯に配付したものです。

ポンプの操作や故障等を考えて地図をつくるべきではないかについては、町では平成30年7月豪雨災害により浸水した区域は把握しておりますが、この浸水区域を基準とした地図を作成し、町民の皆様へ配付することは、平成30年7月豪雨を上回る災害発生時において、避難の判断等におくれを生じると考えられることから作成しておりません。それにかわる地図として、津波・ハザードマップの利用を町民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

津波・ハザードマップでは、低地の区域は浸水区域表示となっておりますので、仮に排水ポンプの操作や故障等があった場合にどのくらいの影響範囲があるか確認できる地図となっております。

平成30年7月豪雨災害時に、避難すべき地名が放送されなかったとのことにつきましては、避難指示対象の区域を詳細に伝達するため、班単位で発令しようとしたためにうまく伝達ができなかったと考えており、今後は常日ごろから避難想定区域の範囲等を把握していき、迅速かつ正確な情報を伝達できるよう対応いたします。

また、津波・地震のハザードマップは、ホームページに記載しているが、土砂災害とあわせて記載すべきではについては、6月1日から土砂災害・高潮ハザードマップについても町ホームページにてウェブ版ハザードマップ及び従来版のハザードマップ、いずれも閲覧可能となっております。また、できれば1枚にという意見でございましたが、そのことについても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） ただいま総務企画課長のほうから、どこにどういう被害が起きたか把握しておるお答えがありましたけれども、これ全部把握されておりますか。どこにどういう被害が起きたっていうのは把握されておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 把握しております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） では、その災害が起きた箇所、いまだに、どことは言わなくてもわかると思うんですが、復旧されてない、土砂も撤去されてないっていう場所がありますけれども、それも把握されておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 土砂の撤去についてですけれども、現在土砂の撤去が完了しているのは、生活に支障があるところっていうふうな認識でございます。急傾斜地とか畑地、また一般の山ではもう復旧を断念しているところもございますし、畑地ではこれから復旧するところも、まだ復旧ができてないところもございますので、必要なところは今年度も引き続き撤去の予定として工事をしていきますので、ご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 総務企画課長、あなたは全部把握しておりますと言われたけれども、横の連携がとれてないです。そうでしょう。建設課長が手を挙げて今説明してくれましたけれども、それ以前に総務企画課長のほうで把握して、実はこうこうですと、こういったところは今後取り組んでまいりますとか。建設課長が言われましたけれども、生活する上で必要な箇所は随時完成しておりますとか、撤去しておりますとかという説明が総務企画課長の口から聞きたかったです。ということです。

ですから、把握してください。把握してると言った以上は答えてください、ぴしゃつと。

○総務企画課長（山本秀樹君） はい、済いません。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） それでは、これ今回が最後にしたいんです。というのは、本郷川の問題、各ポンプ所の問題、もう議会があるごとにこの問題を再々言ってますけれども、町民の方から、あんたら本当に議会だより見たらああしますこうしますと、役場のほうからは対応します、ああしますこうしますと言ってますけれども、あんたらも同じ質問

しよると。で、一向に改善されんと。あんたら仕事してないときのう言われました。頭を一回丸めてこいと。議長、丸めますか、みんなが。

○議長（信谷俊樹君） 個人のところの分は、個人で丸めてください。

○11番（上青木 至君） まず、私が丸めますんで。それ、ええ思うたらみんなでやりましょう。

それでは、ちょっと質問させてもらいます。

2年前の大雨のときは、排水ポンプ運転について、ポンプの運転は適正だったのか。議会答弁はいただきましたけども、今でも適正だったと、議会答弁されましたけれども、今でもそう思っているらっしゃいますか、建設課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 2年前の豪雨については、雨量が想定以上ということで、浸水したことについてはおわび申し上げます。

ただ、今質問のあったポンプの運転については、停電等あった場合の対応策もできておりますし、ポンプの運転も回っていたという認識でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 結構なまた答弁をいただきましたけども、これから質問することで、これは関連しますけども、適正な対応だったと、そういう対応はしてませんと、適正ではなかったという回答は、まずしたくもないしせんと思います。でも、これを言いますと、どういう答えが返ってくるか楽しみなんで、質問させてもらいます。

2年前、垂水地区では、住民が6月13日現在の推移は1メートル50センチくらいになり、畑に水が入り、慌ててポンプを始動しているかどうか見ると、運転してなくて慌てて管理人を探しましたと。当分して運転が始まったと言ってる。これは地元の人からの発言でした。この事実を把握していたんでしょうか。また、ポンプの運用時間は把握したのか、運転開始時間の水位はどうだったのか、また住民が樋門を開放してほしいと言ったが、なぜ開放しなかったのか。笹ヶ浜では大潮だったけれども開放し、10センチぐらい水位を下げました。そういった現実があるわけですが、この件についてお聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 垂水排水機場について、私の知ってる範囲で説明させていただきます。

垂水の排水機場につきましては、ポンプは自動運転ですし、事前に水位等を下げる、また通常以上の雨量が想定されておりましたので、他の仮設の排水ポンプも整備いたしまして排水作業を行ってございまして、ポンプがとまったということはありません。水位が下がるまで24時間運転をしておりました。

それから、樋門のほうも内側の水位と外側の水位を見比べながら、出せると判断した時点で開放しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） であれば、なぜ垂水の住宅、浸水したんですか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 町内に4カ所ある排水機場の中でも、垂水地区の地盤の高さが一番低いところがございますので、なかなか水位が下がらなかったのと、先ほど建設課長も申しましたが、そのときの雨量が通常の想定を超える雨量だったというふうに捉えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） そのことに対して、想定外想定外とかなり言われますけども、その想定外が起きたときに、行政としてまずこれが適正であつたらうっていう対応をされましたか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） その当時のポンプ等の排水能力の中で、できる限りの対応をしたと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） それでは、これは言いたくないんです。もう2年も前のことですから言いたくないんですが、今回は最後にしたいと思いますので、発言させていただきます。

本来は、2年前のことなので余り言いたくはございませんが、廣田は停電により、笹ヶ浜はまた空気圧を上げる準備をしてなかったために稼働がおくれ、かなりの水位上昇に至ったというふうに思いますけれども、それぞれのマニュアルっていうものはつくっていらっしゃいますか、つくってませんか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 垂水排水機場につきましては作成しておりますが、笹ヶ浜、廣田については建設課のほうから答弁させます。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 30年度当時で申しますと、運転の仕方、また管理者の順位についてはマニュアルを作成しておりました。ただ、その30年のことを教訓に、そのマニュアルに追加をして、今度は水位の監視システムをつけると、それから通報システムを追加するという作業をしております。その辺の水位の上昇を見ながら、幾らの水位になったら運転を開始、とめる、また雨量についても今県のXRAINというのがございまして、これからどのくらいの雨が降るのかというような情報も入ってくるということですので、その辺も活用しながら、雨量をよく見て対処していくようなマニュアルを更新していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 笹ヶ浜あたりは、今回ポンプも更新し、また管理者も変更されました。そのことによって、電話をかけても電話に出ないとか、つながらんかったから対応のしようがなかったとかっていうのを今回耳にしたんですけれども、やはりマニュアルをつくってあげて、また行政側も建設課と地域経営課、双方に樋門の担当、ポンプの担当、これも前回も話をさせてもらいましたけども、1つの課で管理をすることができないのか。2つの課で管理をする。おまえのところは樋門の係だ、うちはポンプの係だと、管理をする人も迷うんです。とっさの場合にいろんなところから声がかかります。地域経営課のほうからは、担当じゃないんじゃないけども、とっさの場合には言わんでいいことも言う、ほいで聞かんでめえことも聞かにゃあいかんって、そういったことがあるんで、今後1つの課で管理をするというのは、考えはございませんか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 上青木議員のおっしゃられるように、1つの箇所管理するというのは理想的な話でございまして、今垂水の排水機場、また笹ヶ浜、それから廣田の排水機場の機械等を更新しておりましたので、それぞれの主管課で今現在は管理させておりますが、統一的な管理ができるように検討してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 大変いいことを言われましたけれども、ええことじゃって言うんで、喉元過ぎれば何とかならんように、いい案であればぜひこれを実現して、1本



の電話でポンプも樋門も同時に対応できる、動くことができるというふうに改善していただいたらと思います。

そして、これもう一点聞きたいんですが、大串地区に3台ございますけれども、当時1台はオーバーホール中だったと。これを聞いて、じゃあそのときに対応をどうされたのか、それもちよっとお聞きしたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 教育課の有田です。平成30年当時、総務企画課で大串干拓地の排水機場を管理していた者です。

上青木議員がおっしゃられますように、大串地区には700ミリ、500ミリ、300ミリのポンプがございました。ちょうどその30年7月の以前、30年3月に700ミリのポンプが竣工をしました。完全リニューアル更新をして、自動で運転を開始できるような形にしておりました。

7月6日、7日の豪雨によりまして、大串排水機場のポンプ小屋、これは町内に垂水、廣田、笹ヶ浜といろいろ排水機場がございますけれども、大串排水機場は一番その水位が低い位置にございました。700ミリのポンプが稼働してたわけなんですけれども、水位の上昇、なおかつ入相新開側の排水を確保するために、大串干拓と入相新開の間の中の樋門、小さな樋門があるんですけれども、それを開放して入相新開側の排水も干拓の排水機で強制排水しようということで、そういった取り組みをした結果、想定外という言葉は使いたくないんですけれども、能力以上の排水があったということで、700ミリのポンプがダウンをいたしました。ポンプというよりエンジンなんですけれども。300、1つでやってたわけなんですけど、ちょうど500ミリについては、出水期に入っていたわけなんですけれども、オーバーホールといいまして、メカニカルシールの取りかえを行う予定で6日の段階で分解をしておりました。これは当初、もう少し早いタイミングで行う予定だったんですけれども、部材の納入がおくれた関係でずれてしまいました。

その関係で、500のポンプが正常な状態であれば、前回の7月の被害が回避できたとは、これは思っておりませんが、浸水の高さというか、そういったものは被害の軽減にはなったかと思うんですけれども、実際500が回っていたから浸水がないとか、被害がないということにはならなかったかと思います。今の500が正常運転できなかった部分につきましては、これはもう結果論になりますけれども、大きな反省点というふうに受けとめております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 課長のほうから説明がありましたけれども、この大雨になるまでに何かしようと、そのポンプを急遽稼働できるようにしようという気はありましたか、ありませんでした。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 大雨を想定をして、早目に更新の作業をしかけたところでした。それが7月3日、4日ぐらいのタイミングだったと思うんですけども、その直後に例の6日、7日の大雨が来たという結果となりました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 何かをしようという気があったのはわかりました。もう時間がないので、そういう気持ちがあったというのは確認できましたので、今後急に大雨がばっと一遍に来るわけでもないし、雨がどんどん強くなって、予報もありますし、早く対応をこれからはできると思いますので、一遍に上からバケツを持ってぶちかけられるわけでもございませんので、こういうことのないようにしていただきたい。

次に、本郷分水路では十数年前、分水路にごみがつまり、本郷川の多くの水が畑に流れました。この現場の写真を添えて改善を要望したが、役場には書類がありますか。また、4年前本郷地区の人が同じことを役場に伝えておりますけれども、この事項を承知しておりますか。そして2年前、大雨のとき、原下地区に流れましたが、承知しておりますか。現地調査をしたのか、役場の体制はどうなっているのか、書類はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。時間がございませんので、短目に詳しく答弁をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えします。

本郷川分水の件ですけれども、4年前以前の書類については、私ですけれども、私自身で確認ができておりません。それから、2年前の豪雨災害のときに本郷川分水のゲートから越流したという事実については、聞き取りによって確認をし、それまでに対応ができてなかったということについては、スクリーンの目が15センチなんですけれども、人が落ちた場合に下流へ流されないというスクリーンというふうに聞いております。その人命の

大切さからスクリーンの目をあけることはできないという判断から、スクリーンの目をあけてなかったというふうに申し送りを受けております。

そして、2年前の豪雨のときにやはり越流があったということで、越流の改善点として、このたびスクリーンについて検討しました。その結果、道路側は危険であるので、目を大きくすることは難しいということで、町道から離れたほうについて、今スクリーンの目を30センチにあけているところです。さらにあけるのかどうか、今検証をしているところです。ご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） そういう災害が起きたときに、文書的に残しておられますか。ここにこういう災害が起きたと、こういう対応をしたと、ここはこういうふうに改善すべきであろうというのは文書化されておりますか、されてませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 災害のときに大半は残っているものと認識しております。

ただ、今言った4年以上前のそのときの明確に書いた文章がなかったというふうに記憶しております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） じゃあ、4年前ぐらいから以降は残ってるってことですね。それ以前は、はっきり言って職務怠慢です。やはり、どこがどういう災害が起きていた、どういう対応をするべきだと、ここまでは対応できたと、以後は改善、対応を随時やっついこうとか、そういうふうに書類にして文書化して残すべきではないでしょうか。これ最後にお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 上青木議員がおっしゃられるように、災害の程度によって後世に残すもの、そうでないものを判別しながら整理を行っていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） ありがとうございます。

時間も迫っておりますので、ちょっと早目に行きます。

議会質問後、本郷分水路の鉄格子は10センチ間隔で約40メートルありますが、8メートルの間、縦棒を切断しました。その後、原下地区の住民説明会で、それで水害は防げるのかという質問に対して、大丈夫です、オーケーですというふうな回答をされておま

すけれども、その回答した後にさらに10センチ切断しております。つまり、先ほど建設課長が言われましたけれども、すき間が今30センチあいております。

ところが、議会の答弁では、議員に対して答弁されたことと住民要望に対する回答と違いが生じてると。これは事実なんですか。議会の議員の説明、議員をはっきり言ってばかりにしてるんですか。ここではこう言う、地域住民の説明会ではこう言う、答えが2つも3つもあつたらおかしいでしょう。それと、せめて議員に答弁した数字と違うんであれば事前に、改修する前に、こういうふうに言ってましたけれども、実際はこういう間隔であけますと、変更しますという説明があってもいいんじゃないかと思います。

そして、レモン団地の盛り土、当初は議員に対しては40センチというような説明があつたと思います。ところが、地元住民の説明会では60センチ、これもおかしい話なんです。ここでは40センチ、住民の説明会では60センチ、二通りやるんですか。その辺もお聞きしたいと思います。早目をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今言うスクリーンの間隔の話ですけれども、再度確認をいたしますけれども、私の説明は15センチ間隔のスクリーンの間を1本抜いて30センチにするというふうに説明をしております。その10センチというのがどこから出たのか私にはわかりませんので、その辺はまた上青木さんのほうで確認をしていただきたいと思いますと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） それと、分水路にどのような物体が流れてるか、また高さ、幅、どのぐらい蓄積しているのかご存じですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 分水路のごみですけれども、通常は水草程度なんですけれども、豪雨のときに関しては、通常流れてこない肥料袋とかいろいろな物が流されてスクリーンに張りついているというふうに認識しております。

ただ、そのごみの処理もありますので、ごみの処理体制についても再度見直しをしておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 本郷川の越流対策について、流入ごみの撤去に体制を強化します、原下区長に回答しておられますけれども、具体的に誰がどのような方法でどうやっ

て撤去されるのか。また、あのような大雨の濁流の中で、作業はかなり困難に思いますけれども、クレーン車を使ってやるのか、ゴムボートに乗って作業されるのか、大雨のときにあそこへ行ってみますと渦を巻いております。ああいった場所で作業ができるわけないんです。死にに行くようなものです。それをやられるのか、どういった方法で対処するのか、お聞かせ願いたい。もしできるって言うのであれば、口頭でなくして一筆書いてください。印鑑まで押してもらわんでもいいから。

分水路建設に、広島県は分水路清掃時以外、本郷の水を絶対に流さないと、原下川には流さないと、川のほうには流さないとっておられますけれども、実際に流れました。流れております。この点についてお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員、ちょっと言いますけれども、上青木議員の質問の中にはそういうことは1つも何もないんですけれども……。

○11番（上青木 至君） はい、いいですか。

○議長（信谷俊樹君） 最後だと言うんで聞いとんですけれども、まとめてください。

○11番（上青木 至君） これは関連ないですか。

○議長（信谷俊樹君） いや、関連質問はだめだというふうに先ほど言いましたけれども。

○11番（上青木 至君） いや、関連ととるか。

○議長（信谷俊樹君） じゃけん、出してもろうとるんならそれはそれでいいんですけれども、途中から言って、ほかの人が意味がわからんと思うて。そこだけ特化せんことを、さっと重点だけを……。

○11番（上青木 至君） 意味がわかりませんか。

○議長（信谷俊樹君） 聞いてください。

○11番（上青木 至君） わかりません、わかります。解釈できますか、できませんか。

○議長（信谷俊樹君） 町長、答えてください。

○11番（上青木 至君） 町長、理解できんって言うんだったら理解できませんって言ってください。できるのであればできると。

○町長（高田幸典君） いいえ、担当課が答えます。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今言う、最初に質問があった……。

○11番（上青木 至君） 理解できるんですか。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待つて。順番に行きます。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問の意図は十分理解しております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 質問の意図は理解できるってということなので、理解されると解釈しましたので、質問いたします。先ほど言ったこと、どうですか。一筆書いていただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 内容については、精査しなきゃいけないところが多分にあると考えております。そして、その掃除の仕方ですけれども、今人力で考えております。上青木議員の解釈では非常に危険というふうな解釈ですけれども、水位が一気に足場にまで上がると考えておりませんので、人力で清掃すると、できるというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 分水のこの詰まった物の除去については、人命を第一に考えながら、できる範囲で努力をするということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 町長じきじきに答弁をいただきましてありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、ぜひ各ポンプ所のマニュアルをつくってください。非常時には、まずこうであだってというマニュアルをつくってやってください。管理人も交代しておりますので、スイッチを入れたらポンプが動く。ところが、あるポンプ所では回転数がこれ以上上がらんと。いや、上がらんのかと聞いたら上がらんのじゃと。そういうポンプを据えたわけではないと思うんですが、その辺もマニュアルをつくってやって、回転が上がるのであれば何十分か、1時間、2時間前からスイッチを入れれば対応できると思ひますので、今後そういったことのないように。

そして、これポンプ所とか樋門に監視カメラがござひますか。これをお聞きしたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今年度設置予定で、今実施中です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

- 11番（上青木 至君） これで全部つくわけですか。
- 議長（信谷俊樹君） 建設課長。
- 建設課長（藤原通伸君） 監視カメラについては、ポンプ所については水位の水位計測データがありますので、カメラをつけないところもございます。
- 議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（山本秀樹君） 監視カメラでございますけれども、垂水そして大串が2カ所、本郷分水路へ設置済みでございます。
- 11番（上青木 至君） 大串と。
- 総務企画課長（山本秀樹君） 大串が2カ所、垂水、本郷です。
- 議長（信谷俊樹君） 上青木議員。
- 11番（上青木 至君） 今、総務企画課長のほうから大串、垂水、本郷にそれぞれ設置しておるといふ説明がございましたけれども、じゃあ建設課長のほうから先ほども、あと廣田、笹ヶ浜、そういったふうに設置をされるっていうふうに解釈していいでしょうか。
- 議長（信谷俊樹君） 建設課長。
- 建設課長（藤原通伸君） ポンプ場については、水位の監視システムがございますので、それで代用できると考えております。また、担当者を決めておりますので、非常時には担当者が出向くこととして考えております。
- 議長（信谷俊樹君） 上青木議員。
- 11番（上青木 至君） それと、ポンプメーカーの人が言ってるんですが、海水が入るために1週間に1回ぐらいはエンジンを動かすべきではないだろうか、動かしたほうがいいですよということを聞いたんですが、その点はどう解釈されてますか。
- 議長（信谷俊樹君） 建設課長。
- 建設課長（藤原通伸君） 管理委託者と協議をして、今1カ月に1回の点検ということで契約しておりますけれども、そこはもう一度検討いたします。
- 議長（信谷俊樹君） 上青木議員。
- 11番（上青木 至君） メーカーの人が言われるんですんで、その辺をメーカーと協議して、今、月に1回という答えがありましたけれども、週に1回ぐらいはエンジンを動かしたほうがええんじゃないかというふうに言われるんで、そこら辺はメーカーと今後話をして、どうするべきかいい方向にやっていただけたらと思います。

それと、前回の反省はどうなったのか、どう生かすべきか、考えるべきか、二度と住民に被害を起こさせないっていうのがあるんですが、東原下、原下、向山、木江会館、こういった場所、浸水をした箇所でございますけれども、こういった場所、どのように担当課としてお考えかお聞かせください。これ最後になります。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 前回の災害等を鑑み、状況に応じて素早く迅速に判断し、避難等呼びかけ、対応をしまいたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 総務企画課長、よろしくお願ひします。

これで1問目の質問を終わります。

続きまして、緊急事態宣言解除ということを受けまして、対応を今しておりますけれども、3月から緊急事態発令を受けて、町内の業者への国の補助金申請状況、また業務形態等の聞き取りは行っているのか。2波が起きたとき、町としての補助金は考えておられるのか。そして、小・中、高のコロナ対策をどのようにしていくのか。長い間休業しているが、今後の授業、行事、心のケア等はどのようにするのか、そして保護者への説明をされているのか、またしたのか、するのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 上青木議員の、緊急事態発令を受け、国の補助金申請状況の聞き取りについてお答えします。

新型コロナ感染症拡大により影響を受けた事業者に対し、さまざまな国の補助事業が実施されています。本町においても、新型コロナの感染拡大による経済活動の自粛は大きな影響をもたらしております。特に、宿泊、飲食、交通の事業所の売り上げは大幅に悪化していると思われまます。

ご質問のあった、国への補助金申請の状況についてですが、町から町内業者への聞き取り調査を行ってはいませんが、業者からの問い合わせや相談があった場合には、制度説明を行い、申請書類を渡しております。また、商工会においては、国が実施する各制度の説明書類を対象者に送付し、相談窓口を設置して対応しております。

次に、第2波が起きたとき、町としての補助金を考えているかの質問ですが、第2波の状況や国、県の打ち出す施策を考慮しながら検討してまいります。これからも商工会、金融機関と連携をとりながら、補助金制度の対応をしままいります。



以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 補助金申請の件なんですけれども、マスコミあたりとかテレビを見ておられますと、申請にいったわ、なかなか申請が難しいと、やねこいから結局諦めてやめたっていうふうに皆さん解釈されておると思うんですが、この大崎上島町においてどうだったですか。そういう案件はございませんか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 商工会のほうにはたくさんのお問い合わせがありました。パソコンでインターネットで申請するものに対しては、なかなかインターネットになれてない業者さんもいらっしゃったので、商工会のほうで説明、申請の仕方を丁寧に説明していただいている状況にあります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 補助金申請の件はいいですけれども、その後の学校関係、お答え願えますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） それでは、質問1点目の小・中学校のコロナ対策をどのようにしていくのかにつきまして、ご説明をいたします。

6月1日から学校再開に当たり、去る5月22日付で文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式について、これが示されております。これらを参考に、可能な限り感染拡大のリスクを低減させながら、教育活動を再開するよう各学校に通知をしたところであります。

具体的な対策としましては、まず感染症を絶つために家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認等、健康観察を徹底をしております。次に、感染経路を絶つために、手洗い、せきエチケット、アルコール消毒の実施等、基本的な感染症対策を確実に行ってまいります。また、集団感染のリスクへの対応としまして、スクールバスを初めとしたフィジカルディスタンスの確保や教室内の換気の徹底等、3つの密を徹底的に回避をしております。

ご質問2点目の、今後の授業、行事、心のケアにつきましては、授業は6月1日の学校再開以降、教室内の3密を回避しながら通常の内容で実施をしているところです。ただし、中学校につきましては1クラスの生徒数が多く、3密の回避が困難なため、当分の間

1クラスを2つのグループ展開として少人数で授業を行っていくこととしております。今後の学校行事につきましては、見直しや重点化等を検討しながら、児童・生徒の心のケアにつきましては、学級担任及び養護教諭によるきめ細やかな観察や個別の面談により症状把握に努め、必要に応じてスクールカウンセラー等専門機関ともつなぐなどして対応をしてまいりたいと考えております。

こうした取り組みにつきましては、各校のホームページ、各種通知で積極的に発信をして、保護者の皆様方の不安に答えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 心のケアであるとか行事はいいですけども、授業についてテレビ、新聞でも盛んに報道されましたけれども、夏休みの短縮とかされると。この大崎上島中学校、また小学校においてもそういう方向でやられるのか。また、それで十分におくれたものを取り戻すことができるとお考えか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 後ほどの閑田議員の質問の内容にも重複するところがあるんですけども、夏季休業につきましては8月8日から8月23日の2週間強で短縮ということにしております。今年度入りまして、臨時休業につきましては26日授業の日がカットされたという計算になっております。先ほどの夏休みの短縮により18日は短縮されることとなります。残り8日程度ございますので、これにつきましては2学期以降の学校行事の重点化、例えば費やすその時間をシェイプアップさせるとか削減、合理化、そういったことも踏まえながら、学校と協議をしながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 夏休み短縮というのになりますと、たとえエアコンがついとしても、今まで休みだったものが学校に行って勉強する。生徒も大変、先生方も大変ですけども、十分に子供たちの健康管理にも十分気を配ってやって、対応していただきたいと、このように思います。

じゃあ、第2問目を終わります。

最後に、議長、これ時間は何分ありますか。

○議長（信谷俊樹君） あと8分ぐらいです。

○11番（上青木 至君） 8分ですか。結構でございます。

最後の質問ですけれども、安芸津フェリーの機関故障についてということ、フェリー機関故障して約1カ月、1隻で運航しておりました。この間に町民は、いや観光、そしてかなりの人が不便を強いられました。通勤時間が1時間早かったり遅くなったり、一番困るのが病院に行くときです。1時間時間が違ったらどうもなりません。午前中に帰られるものがもう昼過ぎになると、2時、3時ぐらいになると。そういうことが起きておりましたけれども、これに対して町は何か対応されましたか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 上青木議員の質問、安芸津フェリーの機関故障に係る減便に対する町の対応についてお答えいたします。

4月22日19時過ぎに発生いたしました機関故障は、エンジンが停止し、大西栈橋に衝突したものでございます。発生時は、複数の担当職員で状況確認を行い、また当日は最終便が欠航となり、翌日以降の運航に影響も出ることとなったため、町民の皆様には防災無線、町ホームページで周知いたしました。

その後、安芸津フェリーより、今回の事故原因が不明であり、原因が判明するまでは運航許可を出さないと国から連絡を受けた旨の報告があり、運航再開までには時間を要するとの連絡を受けました。本町より、代船調達が可能かの確認を行いました。代船を貸し出し可能なところがないという回答でした。あわせて、情報の共有と動きがあればすぐに連絡するよう依頼いたしました。連休明けまでに復旧状況の確認ができなかったため、再度安芸津フェリーに確認をしたところ、前回同様復旧期間は未定で、かつ代船の調達は困難であるという回答でした。

町においても、国の運航再認可について広島県地域力創造課を通して状況の把握を行うなど、情報収集を行ったところです。その後、国の検査官立ち合いの試験運航が実施され、6月1日より通常の2隻運航となったところです。

町としても、早期運航再開の依頼及び代船の調達について再三要望しましたが、結果的に5月31日まで1隻での運航という町民の皆様には不便をおかけすることとなり、大変遺憾に思っております。

今後は、町の航路補助事業者及び航路改善計画の提出事業者に対しまして、機関故障等の際には特に細やかな状況報告を行うよう依頼し、町民の皆様の安心・安全な航路運航の

確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 総務企画課長のほうから答弁いただきましたけれども、安芸津フェリー、会社そのものに対しては、町として言うべきところは言ったっていうふうに解釈できましたので、これはいいんですけれども、まず7時20分の便を欠航しますという放送を、私もこういう性格なんで、意地が悪いですから、時計をずっと見よったんです。20分過ぎて、これは二十五、六分だったかな、ぐらいに放送があったんです。7時20分の便から欠航しますと、その時間が過ぎて放送するのにそれおかしいじゃないですか。前もって7時20分から欠航しますっていうんならわかります。その時間が過ぎとるのに放送する時間が遅過ぎる。というのは、フェリー会社のほうから行政に対しての連絡が遅いし、対応が遅いです。濃霧のときでもそうです。何で時間が過ぎてからにその時間を指定して放送するんですか。前もって放送するんが筋でしょと思うんですが、その点はどうですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 上青木議員のおっしゃるとおりだと思いますけども、放送はフェリー会社等から、この便について欠航するという連絡が来ます。それが、やはり運休時刻ぎりぎりでありますと、電話で来るので、文書化したり、それに少し時間を要して、ぎりぎりに来ますとおっしゃるとおり過ぎて放送してしまうことがあると思いますが、できる限り運航会社に早目に連絡していただくよう依頼等をしていきたいと思いません。

○議長（信谷俊樹君） 上青木さん、時間がない、短く。

○11番（上青木 至君） もう時間が……。

○議長（信谷俊樹君） 1分しかないです。

○11番（上青木 至君） 結構でございます。

総務企画課長に言われるように、早目早目の対応をしてくれえとフェリー会社のほうには要求してください。そうすると、放送する方も文章化し、十分に対応できると思いますので。私こういう性格なんで、生きとる間はやりますよ。時計を見て、おかしいじゃないかと。言いたくはないんです、こういうことは。よろしくお願いします。

これで私の質問は終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

続いて、尾尻康二議員の発言を許します。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） きょうは、一般質問として新型コロナウイルス感染症対策について2問ほどお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

1問目ですが、新型コロナウイルス感染症対策による支援事業の進捗状況と課題はということでございます。

新型コロナウイルス感染症対策による国、県の支援が開始され、当町においても町臨時議会が先般開催され、支援施策に関する補正予算が決定され、取り組まれることとなっております。給付金の交付等、事務手続を急いで行い、早期に交付することが望まれると思います。次の、町が行う主な支援事業の現在までの進捗状況（件数と金額、進捗率等）と、また事業の取り扱いに係る課題、問題点等があれば伺います。

1番目が、特定定額給付金。これは国の事業ですが、町が委託されて世帯主に1人当たり10万円交付する事業でございます。

2番目として、新型コロナウイルス感染症対策給付金。町内の法人、事業主に事業継続及び生活支援として10万円を交付するものでございます。

3番目として、雇用継続対策給付金。国の雇用調整助成金に町が6%を上乗せするものでございます。

4番目として、子育て世帯への臨時特別給付金。児童1人当たり1万円を給付するものです。

5番目として、緊急修学・生活支援金の貸し付け。修学が困難な大学生等に30万円を上限に貸し付けするものでございます。

以上についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） それでは、質問1点目の特別定額給付金につきまして、総務企画課のほうから進捗状況等についてお答えさせていただきます。

特別定額給付金は、令和2年4月20日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため給付されるもので、給付対象者は基準日——基準日は令和2年4月27日になりますけれども——その基準日において市町村の住民基本台帳に記録されている方、給付

権者はその方の属する世帯の世帯主で、世帯構成員1人につき10万円を給付するものです。

基準日における本町の対象者数は4,212世帯7,340人で、5月15日に申請書を郵送し、5月20日までに配達完了しております。受給対象者への周知方法については、チラシの各戸配布、町防災放送、町ホームページ及び町広報紙6月号へ掲載し周知を行っております。

申請、給付につきましては、5月22日を申請期限とし、5月29日を振り込み日とした第1回の支給では、電子申請、現金給付分を除き2,490世帯、給付率で申しますと59.1%です。給付人数が4,840人、給付率で申しますと65.9%でございます。に支給しており、6月1日にマイナポータルによる電子申請分24件53人を、6月5日に現金給付3件5人に給付しており、5月29日を申請期限とし、本日6月9日を振り込み日としました第2回支給では、907世帯、支給率で申しますと21.5%になります。給付人数が1,417人、給付率で申しますと19.3%になります。を支給する予定としておりまして、第2回支給後までの総計では、3,424世帯、支給率で申しますと81.3%、給付人数で申しますと6,315人、給付率で申しますと86%が支給済みとなる予定です。

今後の支給予定としましては、6月は10日間に1回、7月以降は2週間に1回程度の支給日を設けることとしており、受給対象者への再周知を行うなど、対象者への早期支給完了に努めてまいります。

特別定額給付金については以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 地域経営課よりお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策給付金の状況について説明させていただきます。

補助事業の概要は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の法人、または個人事業主に事業継続及び生活支援として町が10万円給付する事業です。申請件数は51件、支給額は510万円となっております。

次に、雇用継続対策給付金については、国の制度の金額、補助金等の変更があり、申請件数がゼロ件となっております。問題点としては、国の制度が10分の10の補助率となった場合は、町の制度に該当する案件がなくなってしまうと見られます。今後、補助制度が確定しましたら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 尾尻議員の4点目の質問にお答えします。

質問の子育て世帯への臨時特別給付金は、子育て世帯に対する国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年4月分、3月分の児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円の給付金を支給するものです。それに、町独自の支援策として、対象児童1人につき1万円を上乗せし、合わせて2万円の給付金を支給するものです。

進捗状況については、6月5日の支給予定日を前倒しし、5月29日に公務員を除く対象児童441人、受給者239人の全員に1人当たり2万円を支給済みで、支給額の合計金額は882万円となっています。公務員については、各所属機関が児童手当の支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町に申請し、給付金を支給することとなります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 質問5点目の、緊急修学・生活支援貸付事業におきまして説明をいたします。

教育課が担当します緊急修学・生活支援貸付事業におきましては、高校を卒業し、大学、短大及び各種学校等に就学している学生に対して30万円を上限として貸し付けるものです。

現在の進捗状況につきましては、貸し付け要項並びに募集要項の策定の協議を進めているところであり、完了次第、事業の周知を行います。周知の方法につきましては、防災行政無線及び町内全戸への募集要項の回覧とあわせて当該在住者への周知方法とし、町のホームページ、募集要項等の掲載を考えているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） それぞれ積極的に取り組まれてるようで、全国の今進捗率なんかも相当20%ぐらいしか、1番の特別給付金については進んでないようなので、当町も81.3%ですか、全部、相当な熱心にやられとることと感心しております。

1番の特別定額給付金なんですが、今申請用紙を送ったということですけど、今それが返ってきたとか、ちょっと今後、今の事務手続で何か難しい問題が出て、そこらの面に

ついてはどうでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 先ほど5月15日に申請書を郵送し、5月20日までに配達完了いたしましたとお答えしました。その中で、郵送時の宛先不明返却分としまして31通返却がございました。現在までにそのうち14通は連絡等がありまして処理済みでございます。

問題点等につきましては、返ってきた分も含めてですけども、送るんですけども、そのままポストに入ってる状況も考えられます。例えば、1人で生まれとってよその施設に入られてる方とか、そういった方はまだポストに入っているのではないかと考えております。

課題としては、そういった方、現在で80%を超えての給付率でございますが、これからの残りの部分については、宛先をどのように探していくかが課題であると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

あと、今ので大体全部送付する見込みは、全部というのはなかなか難しいかもわかりませんが、ほぼ渡るのはどの程度を考えられとってでしょうか。

○総務企画課長（山本秀樹君） どの程度というのは。

○1番（尾尻康二君） 時期を。

○総務企画課長（山本秀樹君） 時期ですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 本給付金は、3カ月が期限がございます。申請期限が3カ月がございます。現在80%を超えておりますけれども、その3カ月以内には宛先といえますか、未申請者に対して何らかの方法で申請していただくようにしていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

それで次に、2番目の問題なんですけど、町内の法人の事業主に事業継続、生活支援として10万円ということで、51件510万円今交付されとるとということなんですけど、相当な件数でされとるとということなんですけど、あとちょっと申請が難しいような方と



か、そこらの状況は今どうなってるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 予算額のほうでは300社を予定しておりました。内訳としては、農業者が70件で漁業者が30件で商工会が20件っていうような計算で予算組みをさせていただきました。

その中で、今51件ということで17%の申請となっております。進捗状況が低い理由としては、新型コロナウイルスの影響があったのはあったんですけども、条件として30%以上の影響があった事業者ということなので、農業、漁業は、特に農業の関連は出荷がなかったということもありまして、なかなか申請が30%以上の影響があったということが考えにくかったのかなと思っております。

今後、まだ6月がありますので、6月に影響のあった事業者もありますので、そこに対して商工会のほうと連携しながら申請していただけるように告知もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） やはりせつかく予算を300社で組んどるんで、対象となる方には漏れのないように取り組んでいただけたらと思います。

4番の子育てのほうは、世帯への給付金はこれ済んだということで了解しました。

5番のとこなんですけど、これ30万円を上限に貸し付けということで今周知を図っておるということなんですけど、貸し付けをするということで給付をするというような、今の事業はこうなんですけど、考えてはおられないんでしょうか。次の第2波の対策とかありますけど。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 現行の事業はあくまで貸し付けということなので、正直言いましてそのニーズっていうものは余り多くないというふうな形で予想はしているところです。その第2波に備えて給付といった事業が本当に必要になるかどうかというのは、今後見きわめながら、そういったことになりますと、またその事業を展開するとかそういったことも今後検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

それでは、1問目はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2問目にいきたいと思います。

2問目は、防災に関する避難所の新型コロナウイルス感染防止対策はということでございます。

現在、当町では幸いにも新型コロナウイルス感染者は発生しておりませんが、今後も2波、3波の感染等の危険は大きいものと考えております。あわせて、梅雨が近づき、豪雨災害の発生が危惧される時期となっております。また、秋には台風等の接近も予想されております。災害時における避難所の新型コロナウイルス感染防止が問題となっております。

現在、当局は新型コロナウイルス支援の対応に繁忙となっておりますが、今後防災に関する対応も急ぐことが必要と思われまます。今後、避難所の新型コロナウイルス感染防止対策に今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 尾尻議員の質問にお答えします。

避難所における新型コロナウイルス感染防止対策としては、広島県が作成した新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアルに基づき、避難者にはマスク着用や手指消毒等を徹底し、受け付け時に体温測定等健康状態を確認することとしており、発熱やせき等の症状がある体調不良の方は、別の部屋等に移っていただき、一般の避難者とは接触しないようにします。

また、一般の避難者が密接しないよう、十分なスペースを確保するため、パーティション等の資材を活用し、発生する災害や避難者数に応じてできる限り多くの避難所を開設していきます。そのため、従来の避難所から他地区の避難所への移動等も考えております。

通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、宿泊施設等の活用についても検討しており、現在ホテル清風館と災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書を締結しており、引き続き町内の宿泊施設に協力依頼をしております。また、広島県が作成した非常時の避難先での新型コロナウイルス感染症予防のチラシを各戸配布し、分散避難等避難所における感染症予防の周知を図ります。

避難所の運営に当たっては、基本的な3つの密を徹底的に避けることが重要であり、そのために具体的な対策を施し、避難情報発令時や災害発生時等に避難を要する住民に安全・安心を確保していくため、町、県、保健所、医療機関等と連携し取り組んでまいりま

す。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今月の広報紙の配付時に、新型コロナウイルス感染症を予防するためにということで、非常時の避難先でということでチラシが出ております。これは、概要を説明されて、皆さんも見られたことだと思います。これは広島県の危機管理監、みんなで減災推進課が出しているものだと思います。

それで、今私もきょうの中国新聞を見たんですけど、避難所の感染対策手引きということで、各全市町にマニュアルを送っておるということで、今課長さんが説明されたようなことをきょうは説明が書いております。ぜひ早急に、梅雨時期、台風対策としても急ぐことだと思いますので、早急に取り組んで、皆さんの安全を図ってもらうようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで尾尻康二議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

10時40分から再開いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○5番（水橋直行君） さきの議員さんたちも聞いていたコロナウイルスに関して、今後の町の考え方をお聞きしたいと思います。

質問に際してですけど、このたび新型コロナウイルス感染症に対して、町民の協力があつて初めてこの島は今感染者がゼロだと思うんですが、今後もこのままゼロを継続していくためにも皆さんの協力をまた仰ぎたいと思います。また、行政の方、いろいろ対応していただきありがとうございます。またこれからもいろいろと、当然批判もあり協力もあると思いますが、よろしくをお願いします。

この協力の一環で不要不急の外出自粛に伴い、家庭でのインターネット利用、またテレワーク等でネットワークの利用をしていく上で、ネットワーク状態が脆弱と感ずるため、

以下の質問をさせていただきたいと思います。5点ほど質問させていただきます。

現在、教育でインターネットを利用した授業や調査を行っているか。

2点目に、町内でのテレワークの実態はどの程度あるのか。

3点目に、現在ネットワーク加入数がどの程度か。また、カバーできていない地域はあるのか。

4つ目、町内地域別の時間帯別トラフィック及び実測の平均速度はどの程度あるものなのか。

5つ目、ネットワーク機器の更新時期を含め、今後の対応をどのように考えているか、教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 水橋議員のご質問にお答えします。

質問1点目の、現在教育でインターネットを利用した授業や調査を行っているかにつきましては、この間の学校におけるインターネットを利用した授業や調査の実施につきましては、いわゆる遠隔授業は実施しておりません。各校のホームページを活用し、学年ごとの課題の掲載や学級担任のメッセージを動画でアップするなどして、児童・生徒の学習の継続や学習意欲の喚起にインターネットを活用してまいりました。今年度中でのオンライン授業の開始を目指し、整備を行う予定となっておりますが、使用する通信回線等については、現在検討中であります。

また、大崎海星高校では、課題等の管理をサポートするツール、グーグルクラスルームを利用し、課題の提示及び提出を行い、公営塾では環境が整っている生徒に対してオンライン授業の実施を行い、機器を持っていない生徒に対しましては、数に限りがありますが、貸し出しにて対応しました。

2点目の、町内でのテレワークの実態はどの程度あるかにつきましては、主な町内事業者等に問い合わせたところ、数社でテレワークを実施しており、その会社ではテレワークには支障はなかったとのことでした。

3点目の、現在ネットワーク加入数及びカバーできていない地域はにつきましては、令和2年5月20日現在、加入数は1,290件、カバー率は100%で、カバーできていない地域はございません。

4点目の、町内地域別の時間帯別トラフィック及び実測の平均速度はどの程度かにつきましては、地域別のトラフィックの平均は、向山老人集会所が2019年6月に62.6

0メガ、同年10月70.26メガ、2020年4月が88.85メガ。東原下老人集会所が2019年6月に25.35メガ、同年10月が26.60メガ、2020年4月が41.30メガ。上の谷集会所が2019年6月に18.55メガ、同年10月が22.80メガ、2020年4月が28.37メガ。垂水老人集会所が2019年6月に15.28メガ、同年10月15.54メガ、2020年4月が18.22メガです。契約数が多いところほど通信量が多くなっており、新型コロナウイルスでの自粛期間中には通常時の1.2%から1.5%ほどの増加となっております。

また、実測につきましては、現在調査中です。

5点目の、ネットワーク機器の更新時期を含め、今後の対応はにつきましては、ネットワーク機器の実際の更新は、IRU契約終了後となりますが、町内全域のネットワーク更新となるため、協議検討していく必要があると考えております。

今後については、現在の有線サービスのほかに5Gといった無線サービスについても導入できないか検討しています。5Gの利用は大きな可能性があります、基地局が多数必要となり、莫大な整備費の問題を解決する必要もありますので、有線、無線を含め、実用性、将来性を視野に入れ、専門家の力もかり、ネットワーク機器の更新に向け、準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 教育関係で、小・中学校等も何かやられとったりするようなことはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 今回の臨時休業中に、なかなか学校のほうでペーパーを準備をして、それを配付をして課題を与えるとかというやり方で当初行っていたんですけども、これと並行しましてインターネットの活用ということもあわせて、先ほど総務企画課長のほうの答弁の中にもありましたけれども、各校のホームページのほうに課題とか、あと担任の先生方からの児童・生徒に対するメッセージというんですか、こういったものを活用してまいりました。

現在のところ、各児童・生徒の自宅のほうに端末でありますとかタブレット、そういったインターネットを介して情報提供できるツールがない家庭もございます。そして、通信環境がない家庭もございますので、今回の臨時休業中、ICTを活用した取り組みでどん

なことができるかということをやったことと言えば、先ほどのホームページを介してのもののみにとどまってしまったと。

今後、議員の皆様方もご存じのように、GIGAスクールという児童・生徒に1人1端末を与えてICTの授業をやっていくというふうな取り組みというのが、もともとは令和5年度末までにやっていくということだったわけなんですけれども、もう文部科学省のほうで、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大の関係で5年度末までの授業を2年度末、なので今年度3月までに国の補助事業自体が、ゴール地点が大幅に短縮されました。

先ほどのうちの課題を解決するために、1人1端末の問題でありますとか、家庭内の通信環境、それとあわせて学校の中のネットワークについても、やはり脆弱な部分がございますので、こういったものを補助事業を活用することにより、本来あるべき姿、文科省が目指している姿になっていくべく、これから予算の確保なり事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） オンライン授業等について、回線がない家庭に対してはどうするんですかって聞こうと思ったんですが、先ほど事前に言っていただきましたので、モバイルルーター等々を活用して対応するような検討も含めて今検討しているということだったので、また違う質問させていただきます。

テレワークについてなんですけれども、私もちょっとテレワークで業務をさせていただいてましたけれども、通常のメールの閲覧やエクセルやワードを使ったような書類的な業務に関しては、特にストレスなく対応できたのですけれども、写真データとか動画データとか、エクセルのデータベース等々をさわるときには、やっぱり送るのも受けるのも含めてちょっと多少のストレスを感じながら、速度が遅かったようにすごく感じます。

そこでなんですけど、現在の島内での光サービス、d o ! u pサービスですが、最大100メガのベストエフォートで契約を皆さんしていると思うんですけれども、この実行速度が今回ちょっと遅く感じたんですけれども、快適速度といわれる20メガ以上の速度を出すことは可能でしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 現在のFTTHは、快適速度といわれる20メガを平常時であれば出すことは可能ですが、夜間帯やこのたびの新型コロナウイルス対策による自

粛期間中といった、利用者が大変多い場合には20メガを出すことは難しい状況であります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 今回の自粛のようなことが今後ないという保証は全くありません。また、利用者がふえると今1,290件、またこれがさらにふえてくると速度低下が起こり、安定した速度も出ないというおそれもある。現状のこれからと学校や各社テレワークなどに対応していくのには今のままじゃ難しい可能性が出てくると思われますが、あとさらには今後の企業誘致等にも不利と思うような状況にあると思います。通信は早くこしたことはないと思うんですけども、今の今回の速度低下等々を踏まえて、今後もないような形にするためには、どのような対応を考えていますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 令和5年にIRU契約の終了が控えており、大きな変更は難しいと考えておりますが、現在はエネルギー・コミュニケーションズと協議しており、町内のインターネット回線の上位に当たる線をもう一本ふやすなどの対策を検討しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） そのIRU契約満了時には、次のサービスをまた考えないといけないと思うんですが、そのまま引き継ぐにしろ、もうそのままdupを引き継ぐのであれば、今の現状加入者等々はそのままでいいとは思いますが、切りかえが必要なネット環境にもしなるのであれば、特に今のままの環境だとちょっと遅いと思うのでという部分ですけど、切りかえ期間も必要になってくると思うのですが、そういうおそれがあるのならば3年先の契約満了を待っていて、3年後、じゃあほんなら切りかえましようっていう対応だと遅いと思われるのですが、スムーズな切りかえを考えるためにも早急な対応が必要と考えますが、今現在この先どういうふうな対応をしていくか考えておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 現在のエネルギー・コミュニケーションズを継続した場合でも、新規サービスの場合でも、再加入の必要がございます。また、スムーズな切りか

えには2年は必要と考えており、水橋議員がおっしゃるとおり、早急な検討、対応が必要でありますので、令和3年度中には移行または継続を決定し、切りかえへの準備を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ネットワークサービスを有線に限らず無線サービス——5G等ですけれども——を利用した高速通信というのが、さらなる高速通信に切りかえ、全戸対応できればいろいろな可能性がすごく膨らんでくるとは思うんですけれども、住民サービスとして現在の防災無線や介護者の緊急連絡のあり方であったりとか、高齢者の見守り確認であったりとか、医療等にもすごく利用できる高速な通信というのが、今世の中にはどんどん出てきております。

また、役場の今支所でいろいろやっているサービス等も含めてですけれども、時間外対応ということで週に1回でしたか、2週に1回でしたか、木曜日の7時までやってくれるようなサービスも現実にやってくれたりしていますけれども、この辺のできるオンラインでのサービスというのもさらにふえてくるんじゃないかと思いますが、この辺についてはどのように考えますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 5Gなどの無線サービスについては、実現できれば、水橋議員のおっしゃるとおり、さまざまな分野での活用が見込めるサービスであると思っております。現状では実例も少なく、整備するに当たりましてどれだけの費用がかかるかなど、不明な部分も多くあります。切りかえ先の決定まで余り期間、時間はありませんが、調査検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） いろいろ便利な部分についてですけれども、2018年に経済産業省がDXに向けた——DXとはデジタルトランスフォーメーションっていう、デジタル技術はすごく便利なものなんですけどみたいなものなんです——DXに向けた研究会を立ち上げ、同年にDX推進ガイドラインというものを発表しております。各企業にも競争力維持強化のためのDXをスピーディーに進めていくということが求められております。

当町でも、サテライトオフィス等の企業勧誘に積極的な関心もあると思うのですが、我



が町は離島で流通が悪く、前回の議会でも質問させていただきましたが、島内道路の事情も決してよくない。で、島内に入るには当然フェリーに乗ってこないといけない、出るのにもフェリーに乗って出ないといけないという流通面もすごく悪い、企業勧誘にはデメリットな部分があると思います。

思うというか目につくと思いますが、これで今現状の100メガっていうと世の中、当時16年前の合併当時、すごい最新の速度ですごいことだったと思うんですけども、十年一昔ってよくいいますが、もう20年が来ようとしている中で、もう100メガっていうのが企業勧誘という目線で見たとときにはすごく遅いものを感じるように思われます。の中でですけども、このネット通信がこういうふうな形で悪いとなると、我が町を選んでもらうための可能性ってすごく狭まれるように感じるのですが、この辺はどのように思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） このたび、この新型コロナウイルスで多くの企業がテレワークを取り組んで、意外とできるという実感をつかんだというふうに報道されております。そういった点から、都会の方々が田舎へ行こうかという機運も高まっているというような報道もあります。

そういった中では、情報格差というのをなくするというのが一番の重要なことであるというふうに考えておまして、ただ私たちのまちの職員でそれを専門的に判断をできる人が少ないというのも現実です。5Gが今いろいろ言われてますけども、5Gの期間ももう短いのではないかと、6Gが来るのではないかというようなことも言われておるので、まさに専門家の意見を聞いて、早く次の構想、このIRU契約ですか、これが切れるときに今のを継続するかどうかも含めて助言をいただいて、お金もかかるとは思いますけども、これ第一に取り組む必要があるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 5Gも短い、6Gの世界になるっていうのは、今実際に報道等々もあって、なかなか今ネットワークの世界、ITの世界、デジタルの世界っていうのは目まぐるしく変わっていきよるんで、実際に判断せにゃいけないところがあったり、検討せにゃいけないことがあったりいろいろあると思います。先ほど言われたように、いろんな専門家に聞きながらやっていく部分ではあります。

先ほど言われたような形で、今一般業務の部分も経験した上での部分ですけど、メールのやりとりであったりとか基本的な部分で言うと、全然今回のではそんなに不満はなかった部分では大きくあります。その上で、デジタルトランスフォーマーを目指してっていう部分でなんですが、特にここ最近よく思う部分ではありますけれども、昨年開校した、グローバルリーダー校として叡智学園が開校したりとか、今年度より私学で瀬戸内グローバルアカデミーという私学、塾が開校したと思うんですけども、こういうグローバルに羽ばたける子供たちが成長する環境を整えた島だとは思うんですけども、整えたにもかかわらず、世界に発信するための環境は脆弱なんじゃないかとすごく思うんです。

というのが、今言うた部分で今たちまちやる業務であれば、その場しのぎっていうとちょっと言葉が悪いかもわからないですけども、緊急時における程度の仕事であれば、実際にできます。実際、僕もそれは実体験でできたので、できると思います。ただ、今言う世界に羽ばたきますとかっていう話になってしまうと、ちょっと違う分野でのデータ量を持った仕事をしていくようになると思います。

例えば、今島の中でもクロネコにちょっと行くと、宅配物をとりに行ったりするとアマゾンの製品がやたらようけ箱があるんですけども、これってもうそれこそデジタルトランスフォーメーションの最たるもので、会社を行う仕事で事務処理をする場所はする場所、流通が必要なところは流通のある場所、倉庫が要る場所は倉庫の場所、そのデータを持つとかんにゃいけん場所はデータを持つとかんにゃいけん場所、それぞれが単独で動けるような形を円に、輪にしてやって初めてあんなくそでかい会社ができるとというのが、このデジタル通信の世界だと思うんですが。

この島って、今先ほど言うたように、流通というのはやっぱり脆弱としか言いようがない部分は当然あるので、とてつもなくもう橋を渡してばんばん交通の便もむちゃくちゃよくなってというのが、ほんならすぐこの数年でできるかと言うたら実際には難しい。いつかはやってほしい部分かもわからないですけども、実際には難しい部分で、今たちまち何を持ったら強みがあるかっていうと、やはり離島という利点、風光明媚な景色があって、みんな穏やかな方々がいてとか、そういう田舎的ないい部分も含め、そこに通信という味方が来れば、さらに島をアピールする部分としては高速通信という部分に関してはすごい利点があるんじゃないかと思えます。

という意味で、今後今のこの教育の島ってせっかくうたつとる上での部分ですけども、今後も見据えた、教育に関しては僕は先行投資だと思うので、今後そういう今言うたグロ

ーバルに飛ばたい人たちが、その先さらに勉強した上で帰ってきたとき、帰ってこれるような環境をつくってあげて、そこで発信してもらってお金を稼いでくれる、人をふやしてくれるっていうのが、とどのつまりというか最終目的であるのが教育だと僕は思うので、そういうのを見る上でもですけども、このネット環境を強固にすれば、離島というデメリット解消、また離島というメリットをそのまま生かした状態で、両方生かした今後の町運営に活用できるんじゃないかと思います。という意味で、ちょっとネットワークは強固にしたほうがいいんじゃないかなあとと思いますが、どう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 先ほどからいろいろご指摘いただけてるんですけど、私も同じ考え方であります。課長のほうが申し上げました、今のもう一本線をふやしてというのは、暫定的に、いずれにしても来年度から新しいのへすぐ取り組めるわけではないので、IRU契約が3年あるわけですから、この3年間、ほいじゃあ今の不便なままでいいのかっていうことの中で、今のエネコムとの関係の分を何とか改善して、この3年間もたす方法はないのかというのを今考えているということであります。

だから、それは当面の、ここ2年、3年の改善策、その後については、もう来年度当初予算にはそういったことを専門家を交えて協議をして、次はどうするのかというのを予算化していかなきゃならんというふうに私は思っております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 僕が今ちょっと思った以上に、今現在を見た回答がいただけたのでありがとうございます。で、さらに前に向いての話なんですけども、今のデジタルトランスフォーメーション推進のため、研究場所の誘致先を探しとるよとかという声を聞いたりすることがここ最近あるんですけども、それも島の名前が上がるとるかどうかというのは詳しくまでは聞いてない、うわさ程度の話しか知らないですけども、少なからず全国にはそういうのを探しておる企業は、幾つも今現状あるように聞きます。

このような企業の取り込みっていうのは、町民の生活を向上させるためにも、今すぐにも検討し、対応していくことが急務と考えると思うんですがと思ったんですが、今そのとおりじゃと言うてくれましたんで、なんですけれども、このデジタルトランスフォーメーションっていうものの概念としては、人々の生活をあらゆる面でより豊かに変化させるっていう意味合いを持った言葉だそうです。この概念のとおり、町民をあらゆる面で豊かに変化させる動きが必要だと思いますと。

その中で、今先ほどから何度も言わせてもらうんですが、本土との交通が不便な離島を住みやすい離島にするために、デジタルトランスフォーメーションの活用を図り、エネルギー、物流、情報の3本柱が毛細血管のようなネットワークで構築されることにより、利便さを手に入れることができると思うと。

ただ、先ほども言われたように、これを全てやろうと思ったときには、現実的には費用もすごくかかってしまうことで、単町でやろうというとなかなか難しい、膨大な費用がかかると思います。

その上でなんですけれども、例えばこの光通信網、高速通信網、今現在16年前、合併当時にやったときにモデル地区かなんかで構築したんじゃないかと思うんですが、そういうような認定をまた再度取りつけることができるのであればしてみるとか等々、国や県の協力も得てですけれども、いろいろともがきながら、今の町にはまだ全然すごい体力がある町だと僕は思っております。その体力がある今の現状で、先を見越した投資とはなると思いますけれども、ぜひですけれども、さらに高速通信網を整備し、企業に対してアピールできるようにして、企業勧誘等にも力を入れ、町民に対しては全戸対応できるようなことを実現して、サービスを充実したいように思いますけど、その辺についてもどう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 施設を充実していくということについては、当然お金がかかるわけですね。単町ではなかなか難しいんだろうと思います。当然、専門家がくれば、国にこういう制度があるよとか、そういうことも当然議論になるわけですから、そういった制度もうまく利用しながら整備をしていく考えでおります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ありがとうございます。すごいありがたい言葉です。

で、ちょっと現実的な部分ですけど、現場サイドとして実際に今後どうやったら進めていけると思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 情報の担当者だけで進めていくことは困難だと思います。先ほどから町長が申しております、専門家として総務省が実施しております地域情報アドバイザー制度というのがございますが、その制度などを活用し、アドバイスを受けながら今後の進め方などについて検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） いろいろご丁寧に、ちょっと前向きな回答をいろいろありがとうございました。

このデジタルの世界というのは目まぐるしく変化してきて、どこまでやっても正解というのは結果を見んにゃわからない世界だとは思いますが。とはいえ、だからといって何もしないと今のまま取り残されていってしまうものでもあります。費用もかかる話でもあるし、難しい判断や決断をしないといけないことも多々いろんな場面であると思うんですけども、機を逃さずに迅速な対応をし、時間切れで何もできなかったという結果にはならないようお願いしまして、質問を終わりたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋議員の一般質問を終わります。

次に、浜田幸造議員の発言を許します。

浜田幸造議員。

○7番（浜田幸造君） きょうは、2問質問させていただきますので、回答のほうをよろしくお願いいたします。

第1問目なんですけれども、木江支所、支所前の遊休地——アバなんですけど——これは現況は海なんですけども、その今後の活用についてお聞きいたします。

支所前の県道は狭く、歩道もなく、道路交通上非常に危険な状況であります。また、支所周りには駐車場がなく、支所への来客者や観光スポットである厳島神社、それから木造の5階建て、東京家族のロケ地、古い町並み等への観光客にとっては大変不便を与えております。

木江地区の中心地でもありますし、この遊休地、網場を道路整備と駐車場の設置用地として活用し、整備はできませんか。この土地をこのまま放置すべきでないと思います。今後の活用計画をお聞かせください。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

質問の、この区間は通学路の安全点検の指摘箇所であり、県に拡幅と歩道整備を要望している箇所です。県道改良の計画もありますが、現在計画が進んでおりません。引き続き、県に道路改良の早期実現に向け要望を続けるとともに、町として道路改良事業の後押

しをするため、また支所の来客者の駐車場整備として土地を取得し、埋め立てをすることは有益と考えておりますので、これから工事費の試算、関係者との協議事項等を整理し、実施に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○7番（浜田幸造君） 今建設課長の答弁では、積極的な回答をいただきましたけれども、権利関係がございます。そういった関係もありますので、すぐにはとは言いませんけれども、引き続きよろしく願いいたします。

これでこの質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

それでは、2問目の県道大崎上島循環線に落石防護対策をとということで質問させていただきます。

宇浜区から岩白区にかけて、のり面の一部が崩落しており、今後も大雨等により崩落が拡大するおそれがあり、またこの区間は幅員も狭く、道路通行上非常に危険な状況であります。大きな崩落による人身事故等を未然に防ぐためにも、早急に落石防護対策等が必要と考えております。

平成29年9月議会の答弁では、県の予算編成にあわせ、安全を第一に考えた改善対策を県に対して実施要望していくとありましたが、その後2年を経過しております。町、県の方針を、今後の計画等をお示しく下さい。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほどの浜田議員の質問にお答えをいたします。

この箇所は、落石の危険があるため、県に対策を要望し協議をいたしました。当時、県の方針は、危険な斜面は自然斜面ではなく人工的な崖地となっているため、まずそのような崖地にして放置している地権者、もしくは施工者に責任があること、また道路と斜面との間に花壇があり、道路と斜面が接していないことから、のり面保護は困難との回答でありました。

当時の対策としては、残斜面の岩盤が強固で大規模な崩落は考えにくいことから、小規模な落石対策としてコンクリートブロックを設置することにとどまっております。ただし、現在落石の堆積により花壇は埋まって、のり面と道路が直接接しており、2年前と状況が変わっていることから、再度県へ要望し、安全対策について検討いたします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○7番（浜田幸造君） 今の人工的なつくられた崖というのが答弁にありましたけれども、よく調査してみますと、のり面の上部のほうへラス張りの跡があります。そういった関係で、以前県か町が道路防災といった関係で施工したと思います、考えられます。そういった関係で、県のほうで道路防災か、ただ海のほうもちょっと道路がいびつな関係で断面的にでき上がっておりますけれども、この道路を使うとき非常に危険なところもありますし、こういうここらを含めて、のり面と道路の拡張を含めて、今後の対策というんですか、それを早目に、もっと県と協議されまして改良が整備されるようにお願いします。ほいで、もう一度答弁お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この箇所については、私も浜田議員と同じ考えで非常に危険な箇所だという認識はあります。そのため、県にのり面についての安全対策、また海岸保全についても現在協議を進め始めているところでございますので、また進捗があったときはご報告させていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○7番（浜田幸造君） いろいろと今後は難しい点があると思いますが、引き続いて強く県のほうへ要望して、ここが整備されるようにお願いして、この質問を終わります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで浜田幸造議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

13時から再開いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 本日は、2問通告させていただいております。

まず第1問目、コロナ感染拡大に伴う休校の影響についてということでお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、それに伴う緊急事態宣言で、まちは町内全ての小・中学校、幼稚園等を休校としました。もちろんこれは全国的な措置ではありますが、設置者は各自治体であります。それを踏まえ、休校によって生じた学習のおくれについて伺いたいと思います。午前中のほかの議員さんの質問と重複する部分もあるんですけども、再度お答えいただけたらと思います。

1番、どのようにしてそのおくれを取り戻すのか。

2、夏休みなどの長期休暇への影響は。

3、今年度限定で土曜日登校等を復活できないのか。

以上、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 閑田議員の質問にお答えします。

質問1点目の、休校によって生じた学習のおくれをどのように取り戻すかにつきましては、本町では4月20日から5月末まで臨時休業により、26日間の授業日数がカットとなっております。この間の指導に必要な授業時数の確保のため、学校再開後の学校行事の見直しや重点化、あるいは指導の工夫等を行うこととしており、それに加えて2点目の質問事項でございます夏季休業期間の短縮も行い、授業時間数を確保することとしております。

今年度の小・中学校の夏季休業日につきましては、先日の町内の校長会におきまして、8月8日土曜日から8月23日日曜日まで16日間とするよう方針を固めたところであります。これにより、18日間の授業日を確保することができます。

質問3点目の、土曜日登校の復活につきましては、週休日であります土曜日に授業を行うことは、法的には可能でございます。その場合、教員に週休日の勤務を命じるために適切に週休日の振りかえを行う必要があります。週休日の勤務を命じた職員には、月曜日から金曜日までのいずれかの曜日を休まなければならないため、その日が担任不在となったり、当該教科の指導者がいないなど、他の曜日の授業に支障を来す、こういった問題点がございます。

そのような観点から、教育委員会といたしましては、現在のところ土曜日の活用は考えておりません。土曜日の活用を行うことなく、夏季休業の期間の短縮並びに行事の重点化等で授業時間数の確保は可能というふうに教育委員会では考えております。

以上です。



○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

まず、夏休み、8月8日から23日までということで、午前中の質問でもあったかと思うんですけども、子供の体調管理とかそういったこと、それとこのコロナによる感染の防止に関して、例えばこの夏場また猛暑が予想される中で、密集状態、密な状態にならない、3密にならないためにということで、窓を開放しなさいとかそういうこともあるわけです。そうすると、エアコンの適正利用が実際にできるのかというところ。これを考えたときに、夏休みを余りこれを活用するというのが果たしてどうなんだろうと少し思うわけなんです。要は、夏場の一番暑いとき、ここで体調管理を考えながら、さらにコロナの感染予防もやっていかなければいけないということで、非常に難しい状態、現場が非常に難しい状態が生じるのではないかと懸念しているわけなんですけども。

それと、この土曜日、結局これ代休をとらせなければいけないということですか。一番は小学校6年生と中学校3年生、要は授業の持ち越しができない子供たちです。ここだけでもそういう措置ができれば、例えば臨時で教員を確保ができるかどうかはわかりませんが、この小学校6年生と中学校3年生だけでもそういう措置ができれば、随分とその辺、例えば夏休みのことに関しても、それより下の学年のところについては、次年度へ持ち越してでもまだ解消のしようがあるわけです。ところが、次の学校へ進む、次のステップへ進む、もう卒業してしまう子供たちというのはそれができないから、今の夏休みの体制とかそういう考え方になってるんだろうと思うんです。そこだけに限定してでも土曜日登校というものができないのか。ちょっと改めてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（西田光也君） 閑田議員さんのほうから重ねて夏休みの活用について配慮が要るのではないかというお尋ねをいただきました。

おっしゃるとおり、昨年も夏はかなり厳しい状況で、ことしの夏も同様な状況が予想されてる中でのご心配だろうと思うんですけども、感染症対策をしつつ、また熱中症対策もしなければならないという状況は当然あるだろうと思いますし、またマスクをつけての活動、これについての配慮も要るだろうと思います。

ただ、本町の場合は早くから各学校へエアコンも整備をいただいています。ご案内のように3密を回避するというので、一定時間部屋を閉め切ったら、また換気をしなければいけないかというような状況もありますから、エアコンを使って授業をしたにして

も、1時間が終わったらまた部屋を開放して換気をしてというようなところは要るだろうと思うんですけれども、基本的には夏休み中につきましてもエアコンを活用しながらの授業というのは可能だろうというふうには考えております。

それから、小学校6年生、中学校3年生の最終学年については、指導ができなかった部分を次の学年に持ち越すことができないので、そのあたりに限っても土曜日の活用が考えられないかというご質問をいただきました。

国のほうも授業時間数を確保する方策の一つとして土曜日の活用というのは、あくまでも一つの案ではありますけれども、これも可能だということは言ってます。先ほど課長もお答えさせていただいたように、法的には当然活用することも可能なんですけど、今現在夏休み期間中の短縮であるとか、あるいは今後の学校行事の見直し、そういったことを行えば、今回4月8日からの臨時休業で、26日間の授業日をカットということになって、その間の指導ができなかったわけですけども、これらの回復については、今のような工夫をする中で、6年生あるいは中学校3年生についても可能であろうと。ただ、今後第2波とか第3波とかという状況になってくると、ご心配いただいているような厳しい状況も当然あり得るかなど。そのときには、土曜日の活用といったことも含めて考えなきゃいけないというふうには思ってます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

現状では対応できるということですので、これ以上は申しません。ただ、今教育長も申されましたように、第2波、第3波というものが、予定は未定ですけども起きることは十分考えられますので、そのときが来て慌てて対応しようとしたときに、例えばじゃあその土曜日、代替えも含めた教員の確保といったときに、当然直前に慌てて確保ができるというものでもないと思います。そういったことも想定しつつ、準備といいますか、しっかり練っておいてほしいとは思っていますので、よろしく願いいたします。

これで1問目を終わります。

それでは、2問目に移ります。

改正種苗法案についてお伺いします。

これ国会での話なんですけども、現在国会で議論されております種苗法の改正案は、育成者の知財権保護と良質品種の海外流出防止が目的とされていますが、さまざまな批判もあります。せんだってば、この改正案が今国会では見送り、先送りになるのではないかと

というような報道も飛んでおりましたけども、これが本町においても農業は基幹産業の一つでありますので、この法改正の影響について、まちにとっての影響についてお伺いいたします。

本町の生產品種には、どのような影響が考えられるのか。また、自家増殖が許諾制になる登録品種に該当する品種は生産されているのか。よろしくお願いたします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 閑田議員の改正種苗法案についてお答えします。

我が国の農産物品種には、一般品種と登録品種があり、種苗法が改正されれば許諾に基づいて行われることが必要なのは登録品種です。今回の種苗法改正案では、日本の流用品種が海外に流出してしまうことを防ぐための措置として行われたものです。農水省は、種苗法改正の背景として、優良品種が海外に流出し、日本の輸出産業に影響が生じるとして、登録品種の海外流出防止を図るため、見直しを図るとしています。

主に優良品種が海外に流出を防ぐための対策ですが、国内でもかんきつ関係では紅ほっぺや甘平等の県外流出を防ぐため、各県で研究された品種を登録している状況があります。これは、各県の研究施設が何年もかけて品種改良をしている状況を考えると、育成者の権利を保護すると考えられます。また、一般品種の利用は、農家が自主採取することや自家増殖をすることができるので、本町の生產品種には影響がないと考えています。

以上のことから、自家増殖が許諾制になる品種登録に該当する品種を本町で生産されていないものと考えています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

要するに、この改正法案については問題はない、むしろやるべき改正であるとお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 海外流出に対しては、やるべきものと考えていますが、県内の部分に対してはいろいろな意見があると思っています。

ただ、研究施設が何年もかけて研究して品種改良したものを、すぐその次の年に違う県が使ってしまうっていうものに対してはやっていく必要があると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） これは県ごとに定める奨励品種にも該当する話ですよ。要は、奨励品種というのが登録品種の扱いを受けていく、それだけには限らないと思うんですけども、基本的にはそんな形ですよ。個人の育成者というのはそんなに多くはおられない。大体、県ごとの研究施設等で生産、開発されたものがメインでしょうから、基本的にはこれによって県が奨励品種と定めることにおいて、その奨励品種が許諾が必要となる登録品種になる。これを批判する意見の中には、今の農家が種苗を買う際の購入費用が高くなるのではというようなことが言われているわけなんですけども、要は農家の負担がふえるのではというような意見があったりしますけども、この点についてはどのように思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） いろんな意見があって議論されている最中なんですけれども、広島県でもレモンの品種を登録されていまして、イエローベルや黄宝というような品種が登録されているんですけど、それに対しても単純に費用が高くなったとかというのではなくて、県外に流出するのを防ぐためっていうのが主な趣旨だと思いますので、その辺は関係各所と協議しながらやっていかないといけないことかなとは思っています。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） そうですよ。県が奨励品種ということで生産を奨励している品種について、県内の農家に対して負担増を求める、要は県内の農家のリスクになるようなことをするとは到底、通常は思いませんよね。ということで、これについて特に問題はないという見解でよろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 現在問題ないと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

今ここにおられる方でも兼業といいますか、ちょっと家で畑をやっている方とかもいらっしゃるし、専業で農家をやっておられる方もおられますし、そういった中で町民、まちの中の農家の方が不利益をこうむるようなことがない、改正が決まったとしてもそのようになることはない。その上において、優良品種の流出というものを防いでいこうということですので、何ら問題ないということが確認できましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） 1回座って。

これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

次に、道林清隆議員の発言を許します。

道林議員。

○10番（道林清隆君） 1問、質問をさせていただきます。

地球規模で拡散をした新型コロナウイルス感染、私たちの生活スタイルを根底から見直さざるを得ない深刻な状況を生み出しております。我が国でも、緊急事態宣言が発動されたことに伴って外出自粛を強いられるなど、経済活動にも深刻な影響が出ている中、国を初め全国各地の自治体でも独自の緊急経済対策を打ち出している昨今であります。

その中で、国は4月30日に設置した今年度の第1次補正予算で、日本に住む基本台帳がある世帯主に対して、世帯員1人につき一律10万円の特別定額給付金を支給することとなりました。この給付金は、新型コロナウイルス感染症による経済的影響への緊急経済対策の1施策として行われたもので、実際には収入が減らない人に対しましても受給を断らない限り支給をされる制度であります。

そこで、大崎上島町が持続性のあるまちづくりを目指す上で、例えば次世代を担う人材育成に役立てられる、基金がいいのかどうかはわかりませんが、基金口座でもあれば、要するにそういった受け入れの窓口があれば、このたびの特別定額給付金の一部でも出宝していただけるのではないかと期待を込めるものであります。

当町は、教育の島として学校教育、社会教育の充実を図っておりますが、まちの将来を担う子供たちが健全に育ってこそ地域が存続し続けられると思っております。

このたびのコロナ感染問題を契機に、今現在だけではなく、将来の活力あるまちづくりのために、個人でも気軽に参画できる、そういった基金口座等の窓口が開設できないものかどうか。

新型コロナウイルス感染拡大で、国家財政も危機的状況が見込まれております。複合災害も懸念されます。テレワークの普及で都市から地方への移住希望者の増加等々、今こそ当町の魅力を発信する絶好の機会でもあり、そのためには町民の心模様が大切であることから、町民の意識喚起も必要であると考えます。現時点での町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 道林議員の質問にお答えさせていただきます。

道林議員のおっしゃるように、本町では教育によるまちの活性化を目的に多様な人材を

育てる教育の島づくり推進のため、各種教育機関等との連携のもと、学校教育、社会教育等の充実及び各種施策の展開を図っているところです。

道林議員の言われる、まちの将来を担う子供たちが健全に育ってこそ地域、まちが存在し続けられると思うがとの意見につきましては、まちも同じ考えでございまして、関連施策の持続的実施に必要な財源の確保を図ることは重要な課題であると考えております。

質問の、今だけではなく将来の活力あるまちづくりのために個人でも気軽に参画できる基金口座が開設できないかということにつきましては、基金口座を開設することは可能であると考えておりますけれども、特定目的の口座を開設し、賛同者等に寄附を募る方法につきましては、一部の事業を除き昨今の例では地震、津波や豪雨等の大災害からの復興、また今回の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費等、緊急かつ用途を限定し寄附を募る場合に用いられることが多いのではないかと考えております。

また、特定目的の口座への寄附は、寄附者の税制上のメリットは、ふるさと納税と相違はないものの、ふるさと納税のように町外からの寄附者にとっては、返礼品の贈呈等を伴わないことから、本町へのふるさと納税による寄附者の動向等から鑑みまして、基金口座開設によるメリットが見込まれにくいのではないかと考えております。

このため、新たな基金口座の創設はせず、設置目的が同趣旨である既存のふるさとづくり基金の活用により対応したいと考えております。本町を支援してくださる方々には、町ホームページのトップページ上で寄附喚起のための活力あるまちづくりの応援、支援依頼を強調するなどし、そこから町の施策を説明するページへ、またそこからふるさと納税のページへ導いていくというようなホームページ上の仕組みの充実を検討し、本町の魅力や施策等について情報発信し、寄附を募ってまいりたいと考えております。

今後も、町内町外を問わず本町を支援してくださる方々に、寄附金の額、用途、成果等についてわかりやすい説明をし、一人でも多くの本町を応援していただける方がふえるように、ふるさと納税制度の新たな活用について、他市町の先進事例を参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） ありがとうございます。

現在、基金も十五、六の基金をまちで持っておりますが、ふるさとづくり基金、この基金の内容にしても、ふるさと納税というのは意識的に町民の方が、返礼品もないというこ

ともあるんですが、ふるさと納税の意識、納税に対する意識が積極姿勢でなくて義務としての税という捉え方をしてる方が結構いらっしゃるんじゃないかと。

ふるさと納税というのは、このまちから離れて町外で暮らす方の気持ちとしたらふるさとへの納税というのは積極姿勢で対応されると思うんですが、なかなか町民の方がちょっとした気持ちを、将来への投資をしたいといっても、意識の上で、私が先ほど申し上げました、やっぱり心の問題だろうと思うんです。額の多少でなくて、今大事なのは今現在の要求型ばかりではなくて将来への投資というものをもっと身近に町民の人に考えていただける、そういった機会。

先ほど副町長が申されました、積極的に町広報あるいはホームページで呼びかけるんだという姿勢は大変私も歓迎したいと思いますし、町民の方のそういった心模様をぜひ大切にしていきたい。今回の特別定額給付金にしても、ある町民の方から窓口があったらいいのになというような意見も現実には伺っております。今現在、そういったことを広く啓発してなかったのが、直接結びつくことはないと思うんですが、まちも対外的に教育の島として広くアピールしているわけですから、住民の意識も将来に向けての人材育成ということを少し視点を持ち合わせたらなということで、今回提案をさせていただきました。

町民の意識喚起ということで、現在の基金があってもなかなかその詳細について、基金の用途を町民一人一人がこれを分解してどういう施策につながってるかというのをなかなか考えにくいのが現実ではないかと思うんです。ですから、一人一人が参画できる窓口というものを、今後あらゆる広報手段を講じて広めていただければというふうに思います。

再度、町長のお考えを伺います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 広島県でも新型コロナ対策の基金を設けたということですけども、これについては総務局長から私のほうへ直接電話があって、こういう基金を設けてくれたらそこへ寄附したいんだけど、その受け口をつくってくれという声があったんだと、そこへ受けたら、県民からあったら大崎上島町にも影響があるんだと、よろしいですかという電話があったんです。私は、それはいいんじゃないですかというふうにお答えをさせてもらいましたけども、今お聞きすると町民の中でもそういった受け口があれば、自分が思うところに入れたいという方がいらっしゃるとい、そういう気持ちは大事にしなきゃならんのかなあというふうに思いますし、広島県でしたか、尾道市でしたか、基金のありようはそういう新たに設けた口座に寄附することと、ふるさと納税を通じてやることと

2つありますよっていうのを提示しておったというふうなところもありました。ちゃんとそういう広報をしていると。それはすばらしいことだなあと。どちらでもできるんですよ。

町民もふるさと納税できるわけですけど、さっき言ったように返礼品は町民の場合はないんです。ですから、一般の口座を設けたところと同じ感じになるのかなあという気はしますけども、どういう形がいいのか、町民もそういう気持ちを持っておられる方があるということになれば、そういう意思を大切にしていくというのも大事な事かなというふうに思っているところです。

ことしからふるさと納税のことについても、今までは5つぐらいの項目を分けて、ちょっと抽象的な表現で福祉の充実であるとか、実際には何に充てられるんかよくわからんような項目があったんです。今事務のほうの担当でやってるのは、私もちょっと指示したんですけど、それぞれの地域で祭りで花火をやってると、これに対しての寄附っていうのも明確にして出したらどうかということで、そういう準備も進めてるんです。そういったところで、まだ担当の事務のほうからいうたら抽象的なこういう部門というのがあるんで、それもっとこれに使われるんだというような、ちょっとはっきりした意思が伝わるようなふるさと納税の受け方というのも今検討をしているということですので、道林議員さんがおっしゃられるようなそういう口座についてもしっかりと検討していきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） ありがとうございます。

国家予算も非常に厳しくなってくるだろうと勝手に思ってるんですが、東日本大震災に始まって、その後の台風、あるいは豪雨災害、そして今回のようなコロナ禍中に入ってしまった豪雨災害も大いに心配されます。これから、さきの3月議会でも申し上げましたが、潤沢な予算が回ってくるというのは非常に厳しいかなと。町長を初め執行部の皆さん、国、県に対してより有利な財源確保に奔走していただければ、ぜひしていただきたいんですが、それにしてもこれから先のことを考えると、町民の意識というものを官民相携えてポジティブに将来が見通せる、そういった基盤づくりというものをぜひともこれから展開をしていただきたいというふうに思います。

答弁は結構でありますので、私は以上で終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで道林清隆議員の一般質問を終わります。

次に、森若 巖議員の発言を許します。



森若議員。

○6番（森若 巖君） 本日は、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目、木江、岩白消防屯所トイレ増築工事について。

この工事は、平成31年度当初13平米で、事業費607万2,000円で、設計料、管理費を含んで90万2,000円でコンサルタント、多分KKさんが概算の見積もりをし、令和元年9月24日、公表予定価格555万円で入札を執行しておりますが、まずどなたがこの予定価格を設定したのか伺いたいと。

次に、9社に案内を出し2社が応札し、548万8,000円で落札していますが、私の手元にある資料によりますと、増築面積は13平米ではなく1.6平米と思いますが、その返答は。

それと、どのような理由があつて13平米のトイレ増築が1.6平米のトイレ増築に変更になったのかも伺いたい。

また、設計がKKさんになった理由と設計料、管理費含む90万2,000円で契約したのかも伺いたい。

この案件は、31年3月議会において質問をしますと、西部建設事務所より許可をいただいたとの答弁でありましたが、どのような手順を踏んだのかも伺いたい。

また、既存の建物にわずか1.6平米の尾垂を出しただけのトイレ増築工事に何して24枚もの図面が要るのかも、これも伺いたい。

また、この図面の仕様書の中には、意味不明なところがたくさんあります。コンクリート基礎打設0.5立米、コンクリート土間打設0.4立米とありますが、どちらもコンクリートポンプ圧送とありますが、できると思いますか。これも伺いたい。

それと、木工事の数量はほとんど違います。わずか1.6平米のトイレ増築をする工事にこのような仕様書しかできないコンサルタントさんが、令和2年度も多くの工事の概算見積書を作成しておりますが、2年度も多分多くの工事を設計、随意契約すると思いますから指摘するのであつて、もしまたこのような変な仕様書しか出せないようでしたら、随意契約を考へてみる必要があるのではないかと私は思いますので、ご返答をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

質問1点目の、誰が予定価格を設定したのかにつきましては、本件については町長が予

定価格を設定しております。

質問2点目の、増築面積は13平米ではなく1.6平米と思うがにつきましては、森若議員のおっしゃるとおり、増築面積は1.6平米です。当初予算の説明時に誤って施工面積を記載しておりましたので、おわびし訂正させていただきます。

質問3点目の、どのような理由で13平米の増築面積が1.6平米の増築面積に変更になったかにつきましては、先ほど申しましたとおり、説明時の誤りでありまして、計画当初から増築面積は1.6平米です。

質問4点目の、設計がK構造になった理由と、管理費を含む設計料90万2,000円で契約した理由につきましては、選定業者3社によりまず見積入札を実施した結果、最低価格見積業者の株式会社K構造研究所と契約を締結したものです。

質問5点目の、平成31年3月議会での質問に対し、西部建設事務所より許可をいただいたとの答弁だったが、どのような手順を踏んだのかにつきましては、施工箇所は急傾斜地危険区域内ですので、西部建設事務所東広島支所管理課へ急傾斜地危険区域内における制限行為の許可申請を、令和元年11月18日付で提出し、令和元年12月6日付で許可を得ております。

質問6点目の、現在の建物にわずか1.6平米の尾垂を出したトイレ増築工事に24枚の図面が必要と思うかにつきましては、増築面積は1.6平米ですが、通常の改修工事等と同等の工種があること、下水道処理区域外のため、合併処理浄化槽を設置する必要があることなどから、施工するに当たり特記仕様書を含めて建築改修工事13枚、電気設備工事3枚、機械設備工事8枚の計24枚の図面等が必要になったと認識しております。

質問7点目の、図面の仕様書の中に意味不明な箇所があり、コンクリート基礎打設0.5立米、コンクリート土間打設0.4立米とあるが、どちらもコンクリートポンプ圧送とあるができると思うかにつきましては、設計では現場の施工条件等を考慮し、コンクリートポンプ圧送を選択しております。

質問8点目の、随意契約を考えてみる必要があると思うがにつきましては、随意契約における業者選定につきましては、本町において業務実績がある業者を選定し、予定価格の範囲内で最低見積価格提出業者と契約を締結することとしております。今後も、業者より提出された仕様書等により、一層の確認を徹底いたします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 1点目につきましては、最初のあれが間違っていたと。13平米じゃなく、はなから1.6平米で計画しておりましたということが答弁でありましたが、それでしたらそのときに議員さんに対しては説明するべきじゃないの、途中で変わったんじゃない。こうこうなんですよと、最初は13平米で、要するに607万円ほど見とりましたけど、私たちのミスで実は13平米ではなくて1.6平米ですよというんですたら、その説明があつてしかるべきじゃない。自分がここでこうして質問したから初めて課長が答えたんだらう、そうじゃないか。そりゃあ、物すごく不親切だと思うぞ、わしは。違うか、わしのどこがおかしいところがあるか。私はないと思うぞ。これはどうして私はしつこく聞くかというたら、あのときに13平米でもぶち高いと思うんだ。607万円もかかるんだから。それがわずか1.6になったらまだ高いじゃない、びっくりするぞ、課長これ。

そして、今いよいよ聞いたらまことしやかに言うたけど、今言うように、俗に言うどのような手順を踏んだかというたら、今自分は西部建設事務所で許可をいただいたと言うたじゃろ。わし、性格が悪いんよ。ここへ電話したんよ。多分、建設課長は知っとると思います。そしたら、そのときにどう言われたかと言うたら、こういうところに建物、構築物をするときには、まず申請書と図面を出していただきますと。それを出していただいたものをうちのほうで精査しますと。精査して、許可が出れば工事にかかれますと言われました。多分、申請書はないと思いますから、申請をおたくは出してない、申請書の写しがあるか、写しはないじゃろう、当然。ほやけ、申請も多分してないと思う。多分、電話で済ませたんじゃと思う。そうじゃなかったら、向こうから返つとる許可があるか、西部建設事務所から。それもないじゃろうと思うぞ。申請自体してなかったら許可がおりてこんのだから。多分、自分らは役場だから、今言うようにこうこうでここへ電話して、これこれこういうものをお願いなんですけど、どうですかねえと言うたらいいですよ言うて口約束でじゃないのか。違うか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員がおっしゃられてる今の制限行為の許可につきましては、平成31年3月議会の時点での話をされているのだと思いますけれども、そのときの回答では消防屯所の増築は当然制限行為があるので、建築事務所のほうに許可が必要ですかという質問をさせていただいたら、当然必要です。こういうものをつくりたいんだというふうに伺ったら、許可に該当する案件だと思うので、設計ができた段階で申請をしてく

ださいということでしたので、先ほど課長が申しましたように、11月18日で正規の申請書を提出して許可をいただいたということです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 申請書を出して許可をいただいたということは、許可は役場へ返ってきてるなあ、当然。それはまた後、確認のために見せてくれえな、はい。

それと、この今見ました図面が、結局24枚というたら、何枚があれがこれが言われました。そのときに、普通設計料というものは大体自分たちは事業費の何%ぐらいじゃと思うとるか。それをちょっと教えてくれんか。わからないか。わかる範囲でいいんじやが。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 申しわけございません。何%かというものについては、把握しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 普通、この設計料というものは大体今まで自分がこういういろんな世話をさせていただきおかげでいろんな人に尋ねました。そうすると、大体設計料は事業費の8%から13%ぐらいが妥当なんですと、それは答えをいただきました。その答えをいただいた段階で、私がここに手元にあった図面を見て、うちの白水の集会所と長島の集会所と岩白のポンプの分の図面を皆精査しました。そうすると、うちの分が図面が11枚、長島も11枚、言ったように岩白は24枚あります。そして、その事業費のパーセンテージが、岩白のポンプのところが24枚あるのに、パーセンテージでいうたら事業費の16.5%なんです。長島は11枚しかないのに42%なんです、事業費の、設計料がパーセンテージであらわしたら。KKさん一社がこさえて、こんなことになると思うか、ならんぞ、誰が考えても。業者が違ったんなら、わしも何も言わん。同一業者がこさえて、これだけ事業費の、要するに設計料に対するパーセンテージが違うということが摩訶不思議な。意地が悪いなあ、わしも。どう思う、課長。わからなかったら、後でまた答えもろうたらええけん。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） おっしゃる設計料につきましては、岩白のところにつきましては、先ほども申しましたとおり下水道とか電気設備工事とか機械設備工事とか工種が多々でございます。白水等につきましては、建築の改修工事のみだったと記憶しておりますが、その工事工事によりまして設計の工種についてはさまざまあると思いますので、

設計料について幅があるものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） わしが言うのは、言よったように、設計図面が11枚しかないのが42%で、24枚もあるんが17%、そういうことが考えられるか、そこをわしが聞きよんよ。同じ業者がやって、KKさんが同じ図面をこさえて、そういうことが考えられますか。24枚のほうが、そりゃ40何%あるというんなら私も理解はできる。そっちのほうは10何%で、11枚のほうが42%だからおかしいんじゃないんですかいうて聞きよる。そこのところをしつこうに。わからんのじゃったら、わからん言うてくれたらええけん。そうせんと時間がないけん。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） おっしゃることはわかりますけども、設計料については図面の枚数がイコール金額ではないと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それじゃあ、KKさんを委員会ではなくて何でもいいから一遍呼んでもらえるかな。そこではっきり自分が彼に聞いてみるけん、KKさんに。そのほうが答えはすっきり出てくるじゃろう。そうせんことにゃ、いつまでたってもまともな答えが返ってこんと思う。そりゃもうええ、ほんなら。

そして、さっき言よったように、わしがポンプで圧送できるか言よったじゃろ。できるはずないんだよ。わし見たんじゃけ、現場で。ほたら、元請は栄山さんじゃ。仕事したのは小川工務店がした。小川工務店が仕事しよった。栄山さんが元請で。見に行ったんじゃけ、わし自分のこの目で確かめに。そのときには、生コンは一輪車で運びよった。ポンプ圧送は0.5や0.4はできんのんよ、したら全部筒の中へ残るんよ、常識的に考えたら。

ほやけ、そういう図面が出たときに自分たちが見て、これはおかしいんじゃ、わしもどうしておかしいかと言うたら、これが気にかかったけん見に行ったんよ。ここがなかったら、多分これ問題として上げてないと思う。じゃけん、もっと自分たちが性根入れて目を通して見るだけのことはするんが筋じゃないのか。それが仕事を発注する側の責務じゃとわしは思うけどなあ、違うかな、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 設計段階におきましては、施工箇所は基準面——ミキサ

一車の高さでございますけれども——より高く、コンクリート運搬を行うには高低差があります。この場合、コンクリートポンプ車、もしくはクレーン車での選択が考えられますが、現場は既存の建物があるため、設計ではコンクリートポンプ車による圧送を選択いたしました。しかし、施工に当たりましては施工業者が人力による打設を、おっしゃられるとおりにしていたため、精算時には人力打設による再積算をしまして、その結果コンクリート打設経費が減額となりますけれども、浄化槽を動かした影響で舗装等の面積が増になっております。それと相殺しまして、契約金額に変更は生じておりません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、工事金額に変更はありませんと言われましたけど、はなから今言うように13か1.6か迷うた時点で、そのもろもろのことは全部わかつたんじゃないから、そしたらわしがここで今言うように、この概算見積もりを607万2,000円か、これの内訳書と工事にかかったときの内訳書を出せえ言うたら出されんじやろう。当然、出しようがないじやろう。最初、概算見積もりで607万2,000円でKKさんがこさえた分があるんじゃない、この607万2,000円という数字を積み上げてくるためには、内訳書がなかったら積み上げてこれんのだから、わしらこういう仕事しよんだからそれはわかるんだ。この607万2,000円の内訳書を出せえ言うたら出されるか。ここに後になった分の内訳書はある、ここに。工事したときの内訳書はここにある。出されんじやろ、これと比べられたら困るぞ、要するに。

ほじゃけん、わしがいつも言うように、余り意味不明な答弁はするなというのはそのことを言うんだ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 概算の見積書の件でございますけれども、標準的な地形等を出しておるもので、内訳書については出せるということです。

○6番（森若 巖君） もう一遍言うて、何。

○議長（信谷俊樹君） 出せる。

○総務企画課長（山本秀樹君） 出せると。

○6番（森若 巖君） 出せる、はい。じゃあ、それ済いませんけど、あと許可の分とその分とは、この議会が終わるまでに出しとってください、お願いします。

この件はこれで終わります。

2点目、入札のあり方について。

これも3月議会において、予定価格を公表し、最低制限価格未滿、記載事項不備でなくて落札率100%の工事があると指摘しますと、応札額については業者の方が見積もった価格等を勘案し額を決定したもので、たまたま応札した業者の金額が一致しただけとの答弁でありましたが、私も性格が今さっき言いましたように大変悪いので、以前にも似たような工事があったと思い、資料を探しました。そうしますと、ありました。

向山団地1号棟外壁改修工事、平成29年11月14日入札、公表予定価格1,707万円で執行し、競争の利点が働いたのか、応札業者3社の金額は同一金額ではなく、1,673万3,000円で〇社が落札しています。

次に、向山団地2号棟の改修工事も、平成30年11月9日入札、公表予定価格は2,690万円で執行したところ、やはり3社が応札しましたが、このたびは競争入札の利点が働かなかったのか、応札業者全てが予定公表価格より1万円減で応札し、やはりこれも〇社が落札しています。これもたまたまなのか、まず課長、伺いたい。

次に、入札に参加する業者が少ないために、何度も指摘しますが、競争入札の利点が生かし切れてないので、これでは百害あって一利なしです。どうすれば競争入札の利点が生かすことができるか検討してみる気があるかないか。あるかないかだけで結構です、伺いたい。この2号棟改修工事応札が伏線になって、あの3号棟、令和元年9月24日入札、外壁改修工事の応札につながったと思わんか。これも落札業者は〇社なんであります。また、予定価格を公表した事業に応札しようとする業者は、入札する前に準備するものがあると思いますが、あるかないかでこれも答えていただきたい。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員の質問にお答えいたします。

質問1点目の、向山団地2号棟外壁改修工事について、応札業者3社全てが予定価格より1万円減で応札し〇社が落札しているが、これもたまたまなのかということにつきましては、入札時における応札額については、業者が見積もった公示価格と業者努力により対応できる額等を勘案し額を決定し応札するものであり、町が指名競争入札を執行し、その結果として応札額が同額であったというふうに理解しております。

また、向山団地1号棟外壁改修工事と向山団地2号棟外壁改修工事の受注者が同一業者であることについては、向山団地2号棟外壁改修工事については最低応札額が同額の3社

によるくじにより受注業者を決定しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

2点目の、競争入札の利点を生かすことのできることにについて検討するのかということでございますが、今後の本町における入札契約の状況を注視するとともに、他自治体の状況、動向も勘案しつつ、予定価格を事後公表に変更するなど必要に応じて制度の見直しを検討したいと考えております。

3点目の、2号棟外壁改修工事応札が伏線となって、3号棟外壁改修工事の応札につながったとは思わないかということでございますが、落札は同一業者であることについては、質問1点目と同様に応札業者が見積もった公示価格と業者努力により対応できる額とを勘案し、応札した額が同額となり、3社によるくじにより受注業者を決定した結果、同一業者が受注者になったと理解しております。

4点目の、予定価格を公表した事業に応札しようとする業者は、入札前に何か準備するものがあるのかということにつきましては、入札書の投函とあわせて応札額の根拠となる工事費内訳書の提出を義務づけております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） そうしますと、この1点目については、これもたまたまであったとそういうことですか。

○副町長（望月邦彦君） くじです。

○6番（森若 巖君） 2号棟の改修工事についてもね、はい。

じゃあ、2番目の競争入札の利点を生かすためのことを検討してみる気があるかないか、これはどうするん。ないのか、あるのか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 先ほど申しましたように、検討をするというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） では3点目の、今の予定価格を公表した入札については、今自分が何か準備するのがありますかと言われてましたら、今課長は何かあると言われてましたけど、これは課長、ここに役場が出したものがあるんじゃないけど、これは平成22年9月17日付で、予定価格の事前公表に伴う入札の実施についてという文書を役場からもらっとんです。その中には、今言いましたように、予定価格を公表した分には、俗に言う内訳書と



いうものを出さんにゃあ入札に応じられませんよということを、文言を書いとんじゃけど、そうすると3号棟があったじゃない、分も3社の内訳書を出してくれえ言うたら内訳書は出されますの、当然。

向山団地3号棟の外壁の改修工事があったじゃない。あれも予定価格を公表しとんだから、そしたらその予定価格を公表しとるということは、応札しよう思いますと、この内訳書を出さなんにゃあ入札に参加できんのがから、その3社が同じだけの金額になった内訳書というものは総務企画課にあるわな、当然。ないのか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 入札が終わって契約締結後は、それぞれの担当する課のほうで保存しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ここにはそんなこと書いてないけど。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） それは、入札の段階に至るまでのことの通知でありますので、入札終了後について、どの課で保存するっていうのは内部の事務規定ということになります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） じゃあ、俗に悪く考えれば、証拠は残らないということか。自分たかに内訳書がないということだろう。業者に返したということは、何も手元になんじやろう。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 入札の執行までは、今で言う総務企画課の行政係が担当しておりますが、契約締結後はそれぞれの担当課が事業の管理等を行ってまいりますので、入札にかかった様式も含めて担当課のほうで保存しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） じゃあ、この場合は担当課というたらどこになるん。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） この向山の住宅に関しては建設課になります。

○6番（森若 巖君） 建設課ね、はいはい。ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今副町長が資料は建設課にあると言われましたので、恐れ入りますが建設課の課長さん、ありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 資料は保管しておりますので、あります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、その内訳書も3号棟の分だけで結構ですから、今言うこのたびの議会が終わるまでに資料を準備して、私がいただきに参りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 出せますか。

総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 提出できるかどうか確認してからお答えさせていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それじゃあ、隠すこと。わたしが資料を、自分が資料を請求したら真っ黒けののり弁が出てくるのと一緒か、課長。出すか出さんかわからんということなら、それじゃあ多分出さんよ、役場の答えは。前向きな答えが返ってこんもん。出すか出さんか、善処します、検討しますと言うたら大概ペケです。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） そのもの自体が入札に係るものなので、金額内訳書に金額が入ります。そのもの自体を出せるものなのか出せないものなのかを調べまして、出せるものであれば出しますという回答です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ほういじゃあ、いつまでに出せますか。年が明けのころまでには出てきますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 出せる時期も早く、出せれるものであれば早急に出したいとは考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 前向きに考えていいですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 出せれるものならば出します。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ほうじゃあ、いつまでいっても同じ答えですな、課長さん。この件に関しましては。そういうことでしょ。朝までやっても自分が聞くことと課長が答えることは同じことじゃな、はい。余り期待せんこうに待ちます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは3点目、コンサルタント選任と契約方法について。

この件について、コンサルタントに委員会に出席をいただき、説明を求めようとしたが、いかなる理由があるのか話が前に進みませんので、この際町民皆さんに契約方法とコンサルタント選任について知っていただきたいと思い、この6月議会の一般質問に取り上げましたと。

昨年度、当初予算書において建築関係の事業を計画し、コンサルタントに概算見積もりをお願いしたと思いますが、昨年度の本設計の入札は、まず何件あったのか。

次に、その落札業者名は。

それと、その他の事業の設計はどのような契約方法をしたのか。

4点目、その件数は。

5点目、建築関係のコンサルタントの年間委託費は要るのか要らないのか。要る場合には、幾らなのか。

6点目、コンサルタントの選任は誰がどのような基準で選ぶのか。

最後に、設計と監理業務とありますが、誰が何を監理するのも伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 質問1点目、2点目の、昨年度の建築関係事業設計業務の入札件数でございますが、入札件数は2件で落札業者はいずれも株式会社K構造研究所です。

次に、3点目、4点目の、建築関係事業設計業務におきます入札以外の契約方法につきましては、随意契約により契約を行っており、その件数は設計業務が8件、設計監理業務が1件、監理業務が入札におけます設計業務受託者との契約5件を含めて計10件の合計19件でございます。

5点目の、建築関係のコンサルタントへの年間委託費につきましては、指名競争入札に

係る委託費が752万4,000円、随意契約に係る委託費が2,292万9,000円の計3,045万2,000円です。

6点目の、コンサルタントの選任は誰がどのような基準で選ぶかにつきましては、事業担当課が入札参加資格の認定を受けた業者の中から、これまでの実績等を考慮して選定した後、町の建設工事等指名業者選定委員会に諮り決定しております。

7点目の、監理業務では誰が何を監理するのかということにつきましては、監理業務を受注した業者の建築士が、発注者にかわって工事の実施内容や品質を検査し、設計図書どおりに施工されているかなどを監理するものと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 落札業者がKKさんだという答えを今いただいたんですけど、この方は概算見積もりをこさえた業者じゃないのか。普通そういう業者は本設計の入札には案内を出さんのよ。まして、その方が落札するということは、わしにしたら大変不思議なんよ。どうしてその概算見積もりをした人に本設計の入札案内を出して、その方が落札するように仕向けたのか。出した理由を教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 出した理由というのは、概算で出して……。

○6番（森若 巖君） 先に、もう一遍聞くか。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 出した理由というのは、普通概算見積もりということは、極端なことはこの工事については1,000円かかりますという答えを出した人には本設計の入札へはちょっとご遠慮してくださいということを使うんよ。それはどうしてかというたら、おたくが出すときには11社も出すことがあるんよ、設計入札の案内に。そのときには、この方がこさえとんじゃったら、ほかにまだ10社おるんだから無理に出す必要ないじゃろう。あえて出して、その方が落札というたら、その人にやらそうと思う意図が丸々、丸見えのように自分は感じられるけん聞いたんよ。普通、本設計へは概算見積もりした業者は出さんのよ。それをあんたらが出すということは、一般常識と大変かけ離れる。じゃけ、その理由を聞いたん。どして出したのかというて聞いたん。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 概算見積もりと実施の設計について、なぜ同じ業者に出

したのかという質問だと思います。

本町の実績等を勘案しまして、また状況等を把握できとる業者を選んだ上で入札に指名をしているものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それじゃあ答えにならんじゃろ。設計業者が2社か3社かおらんかって、そうしておたくが案内出すところが、それでしょうがないから今言うようにこの方も、概算見積もりした業者も本設計の入札に入れたと言うんなら、わしも納得する。そうじゃない、11社もある。

ほいで、極端なことを言うたら、このたびの沖浦の消防屯所があったじゃろ。あれも5社か6社で入札したじゃろ、設計入札を。そのときに、今まではこのKKさんが入って入札で負けた業者は全部外しとんよ。要するに、話が通じんけん外したんじゃなあんか、意図的にわしが考えたら。ほして、後ろに資料があるけど、28年度から本設計に入った全部資料があるんじゃ、全部本設計の分にはKKさんには声をかけとる。ほいで、ほかの業者には声をかけたりしてない。たまたま声をかけたときに、垂水の消防屯所は竹原の岡田建築設計事務所に16万円差でとられる。ほして、大崎の産業会館は中電技術コンサルタントにとられる。東野大規模改修も中電技術コンサルタントにとられると。そうすると、その他この2社はこのたびの沖浦の消防屯所の設計入札には案内を出してない。その出してない理由は何や、ほしたら。聞いてみるけど、課長。教えてくれえ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 外した理由というのはございません。町の実績等を勘案して選んだ業者の中に入ってなかったという、その業者を外したのではなく、選んだ業者の中に入ってなかったという解釈です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ほいじゃあ、その選ぶ業者というものは、町に業者指名選定委員会かなんか、そういう委員会みたいな会があるじゃろう。ないかなあ、副町長を頭にしておいて。その方たちで選考したということじゃな。それは、じゃあ副町長と誰がおるんや、教えてくれえや。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 会長は、おっしゃるとおり副町長です。その後に、常任といますか……。

○6番（森若 巖君） 5人おるじゃろ。

○総務企画課長（山本秀樹君） 常に入るのが、私と建設課長と地域経営課長、上下水道課長が常に入るのでその課以外が、例えば福祉課が何か発注した場合は、そこに工事担当課として事業担当課の課長が出席します。なんで、常時は今言よった6人ですが……。

○6番（森若 巖君） 5人な。

○総務企画課長（山本秀樹君） 5人ですか。

○6番（森若 巖君） 副町長を入れて5人だろう。

○総務企画課長（山本秀樹君） 5人ですね、はい。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 私が言うのは、言うように年間に2件しかない設計入札に、何してそこをそういうふり分けをするのか聞きたいんよ。全部呼んでも11社で。資料があるけど。それがたまたまこのたびが5社、言うように今さっきからくどいことを言うようなけど、KKさんに都合の悪いところは声をかけてないけん、それはじゃあ副町長の責任か、そうじゃないじゃろ。みんなで協議したんじゃろ。その協議した理由は、外した理由というたら何やいうて言うてる、聞いたんよ。ほしたら、あんた町のもろもろの件と言うたけど、そりゃあ理由にならんと思うぞ。出すんじゃったら公平に全部の設計業者に出して土俵に上げるんが筋じゃと思う。そうすれば、設計費用も安く抑えられる。実際のところぐっと落ちとる。今の2社が入った設計入札の場合には。半分とは言わんけど、それに近いぐらい落ちとる。

ほじゃけん、今言うように、なるだけあまたの方に参加してもらえ、その参加した人が辞退したんならそりゃ仕方ないわ。辞退もせずに、土俵へも上げずにおって、ほじゃけんわしの言うのに、げすの勘ぐりじゃないけど、嫌なことを言われるんだ。これからまだもう、今年見たら2件か3件設計入札がある。その3月当初のときの予算書を見たら。そのときにまたきょうおらばれて、また同じように4社か5社でやとつたら、それこそ今度のもう一つおらぶぞ。年に何遍も公共土木のように何ぼもあるんなら構わん。そうでないんじゃったら、一応みんなに案内出せや。

土木なんか見てみいや、猫もしゃくしも全部出しとるじゃろ。ほたら、都合の悪い人は辞退、辞退って書いとるじゃろ。建設課長、そうじゃないか。建設課が土木工事で入札出したら、都合の悪いひとは辞退、辞退って書いとるじゃろ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 会社の都合により辞退される業者も多数おります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 建設課の課長がそう言よんじゃけん、要するにこの設計入札の件にしてでも、無理に数を絞る必要はさらさらないじゃろう。嫌じゃったら辞退するわ。ほんなら、わしも文句言わん、1つも。それを考えてみる気があるか、これもないか。前向きか。この令和2年度も2つか3つあるはずじゃ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 設計の業者数につきましては、工事の規模——工事というたら本工事の規模ですけども——それに付随する設計の設計委託費、それに勘案して業者数は、先ほど申しましたように選定委員会に諮って業者数も決定し、その業者についても事業担当者から上がってきた業者を、妥当かどうか検討しながら決めてまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） まだ時間は十分ある。

○議長（信谷俊樹君） ないです。

○6番（森若 巖君） もう何分ですか。

○議長（信谷俊樹君） あと9分から10分です。

○6番（森若 巖君） 今、課長が言われましたけど、そうするとこの今言うその沖浦の消防屯所なんかは案内出したんが車田さん、KKさん、元廣さん、村田さん、長久屋さんとなつとる。ということは、上の4つは一級建築士だよ。一級建築士を持って事務所を開いとる方なんで、これはつき合いがあるけえわかるんです。ほじゃが、下はこれ二級建築士。今言うことは筋が合わんじゃろう。ほかの、今言うように岡田建築設計事務所やら中電技術コンサルタントが一級建築士を持つとんよ。その方が外れて、何で二級の方々が入るんや。説明できるか。

ほじゃけん、今言うようにこれからやる場合には11社の方全部に入札案内を出せや。出して、その方が辞退すりゃあそりゃ仕方ないわ。それもせんことには土俵へも上げてもらえんのじゃけん、このほかの業者は。するかせんか、それだけでええわ、じゃったらもう。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 先ほど建設課長がお答えした土木工事の関係にいたしましては、建築もそうですが、町内業者の数が少ないものですから、全てを選定して、該当するものについては選定しておりますけれども、設計のコンサルタントの業務については資格申請の提出があつて、資格があると認められた会社の数が数百ございますので、全てを呼ぶことはできません。

それから、先ほど申しました町内の設計業者の方については、木造建築の工事で資格の範囲内でできると認められた工事については、可能な限り入札に指名するという方針であります。先ほど申し上げましたように、土木工事、建築工事のほうでも他市町の例を参考に検討すると申し上げましたので、コンサル業務についても他市町等の事例を参考にしながら、変えられるものは変えていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） どうも課長の答弁を黒でちょっと何したような感じで、なかなかまともな答えじゃなかったですけど、今副町長がこうこう言われましたけん、今言いますように次の設計入札を大変楽しみにしております。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 巖議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

10日も9時から開会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時23分 散会